

令和 2 年第 8 回 定例会

嬭恋村議議会議録

令和 2 年 12 月 1 日 開会

令和 2 年 12 月 11 日 閉会

嬭恋村議議会

令和2年第8回孺恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第9号の上程、説明、質疑	9
○議案調査について	12
○日程の変更について	13
○議案第71号～議案第78の一括上程、説明	13
○議案第79号の上程、説明	25
○議案第80号の上程、説明	25
○議案第81号の上程、説明	26
○議案第82号の上程、説明	26
○議案第83号の上程、説明	27
○議案第84号の上程、説明	27
○議案第85号の上程、説明	28
○議案第86号の上程、説明	28
○議案第87号の上程、説明	28
○請願書、陳情書等の委員会付託について	29
○議員派遣の件について	29

○休会について	3 0
○散会の宣告	3 0

第 2 号 (12月7日)

○議事日程	3 1
○本日の会議に付した事件	3 1
○出席議員	3 2
○欠席議員	3 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 2
○事務局職員出席者	3 2
○開議の宣告	3 3
○議事日程の報告	3 3
○議案第71号の質疑、討論、採決	3 3
○議案第72号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第73号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第74号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第75号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第76号の質疑、討論、採決	4 2
○議案第77号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第78号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第79号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第80号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第81号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第82号の質疑、討論、採決	4 8
○議案第83号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第84号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第85号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第86号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第87号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7

○議案第 89 号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○休会について	60
○散会の宣告	60

第 3 号 (12月11日)

○議事日程	61
○本日の会議に付した事件	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61
○事務局職員出席者	62
○開議の宣告	63
○議事日程の報告	63
○請願書、陳情書等の審査報告について	63
○一般質問	71
佐藤 鈴江 君	71
伊藤 洋子 君	88
土屋 幸雄 君	106
大野 克美 君	122
上坂 建司 君	129
○閉会中の継続審査申出について	136
○閉議及び閉会の宣告	136
○署名議員	137

令和 2 年 第 8 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第8回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年12月1日(火)午前10時04分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 9号 専決処分の報告について(道路内の水道施設管理瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 6 議案第71号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 7 議案第72号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第73号 令和2年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第74号 令和2年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第75号 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第76号 令和2年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第77号 令和2年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第78号 令和2年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第79号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第80号 嬭恋村後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第81号 嬭恋村共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第82号 にしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第83号 嬭恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第84号 嬭恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第85号 嬭恋村人権宣言条例の制定について
- 日程第21 議案第86号 指定管理者の指定について(にしあがつま地域活動支援センター)

日程第 2 2 議案第 8 7 号 工事請負契約の変更について

日程第 2 3 請願書、陳情書等の委員会付託について

日程第 2 4 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 敏 行 君	2 番	土 屋 圭 吾 君
3 番	石 野 時 久 君	4 番	上 坂 建 司 君
5 番	佐 藤 鈴 江 君	6 番	土 屋 幸 雄 君
7 番	松 本 幸 君	8 番	黒 岩 忠 雄 君
9 番	伊 藤 洋 子 君	10 番	大久保 守 君
11 番	羽生田 宗 俊 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
総合政策課長	佐 藤 幸 光 君	税 務 課 長	滝 沢 文 彦 君
住民福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	観 光 商 工 課 長	地 田 繁 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	教 育 委 員 会 長	熊 川 武 彦 君
会 計 管 理 者	宮 崎 由美子 君	地 域 交 流 推 進 室	宮 崎 貴 君

事務局職員出席者

議会事務局長 土 屋 和 久 書 記 宮 崎 剛

開会 午前10時04分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和2年第8回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、佐藤鈴江さん、土屋幸雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松本 幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月24日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長（大久保 守君） これより議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、11月24日に開催し、第8回議会定例会の運営について協議をいたしました。第8回議会定例会の会期は12月1日から11日までの11日間とし、一般質問の通告期限は12月7日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、専決処分による報告1件、各会計の補正予算8件、条例の制定1件、条例改正6件、指定管理者の指定、工事請負契約の変更、物品購入契約、工事請負契約の締結などが7件であります。

次に、当局から、全員協議会で提出議案や令和3年度予算編成方針、機構改革、現在作成中の公共施設個別管理計画などについて説明を行いたいとの申入れがあり、初日議会終了後に行うことに決定いたしました。また、翌日には、村創生対策特別委員会の開催を予定しております。

今回、請願、陳情等については、請願1件、陳情2件、要望書3件ですが、請願については産業建設常任委員会に、陳情1件と要望書3件については総務文教常任委員会に付託することに決し、残る陳情1件については資料配付といたしました。

なお、各常任委員会の開催につきましては、12月7日、本会議終了後に行うことと決定しました。

そのほか、定例会最終日に行う一般質問につきましては、申合せにより、一問一答方式で行うことに決まりました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書9月から11月分を受理しましたので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに9月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

次に、令和2年12月1日、婦恋村教育長から、令和2年度教育委員会点検・評価報告書が本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

◎行政報告

○議長（松本 幸君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和2年12月議会につきまして、議長のご了解をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大しております。全世界では、今日現在で6,273万人ということで、日本の人口のほぼ半分に当たる方々が感染しておると。また、死者につきましては、146万人という数字でございます。

そんな中でございますが、9月16日には、日本国において菅内閣が発足をいたしました。全国的な感染拡大が現在拡大しておるということで、状況は予断を許さないということでございます。

そんな中ですけれども、私どもとしましては、村民の命と健康を守り、その上で社会経済活動を再開して経済を回復させる、これは、政府もそうですが、我が村においても、そのとおりだと考えております。

新しい内閣における主な政策でございますが、情報通信、デジタル庁を来年の9月に発足させるということで、行政の効率化を進めるということでございます。縦割り行政の見直しということで、横の連携を各省庁が取れるような体制づくりをするということでもあります。

印鑑を全て廃止ということで出しました。群馬県も前橋市も、新聞で出ておるとおりでございます。何千件レベルの印鑑の廃止、行政における印鑑の廃止ということで、今進んでおります。

あわせまして、行政効率化の中で、印鑑を廃止すると同時に、ペーパーレス化の波が加速

しております。特に、民間企業においても、書類におけるペーパーレスにしようということで、ICTを有効に使うということで現在進んでおります。

また、人と人の接触をなるべく減らすということで、国のほうではオンライン診療を、一部業界には反対意見もございますけれども、オンライン診療をやるということで進めております。

また、教育においても、他諸国に遅れておるオンライン教育、いわゆるGIGAスクールを積極的に推進するというので、我が村におきましても、全ての子供たちが安心してGIGAスクールに対応できるよう取り組むつもりでございます。

また、2050年までにカーボンオフセット・ニュートラルにすると、ゼロ宣言もした状況でございます。これに応じて、群馬県では、5つのゼロ宣言ということを宣言しました。我が村においても、5つのゼロ宣言を発したところでございます。

そんな中で、我が村では現在、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げております。

世界的な規模の話はしましたが、日本国内でも、現在14万9,600人と、約15万人が陽性であるということでありまして、また、死者につきましては2,165人ということで、2,000人以上がお亡くなりになって、群馬県内でございますけれども、今日現在で1,207人、ざっくり1,200人が陽性であると、死者が22人ということでございます。

なお、ざっくりでございますけれども、1,200人が感染して、既に退院者が988人というのが現在の群馬県内の状況でございます。

我が吾妻郡内におきましては、公知の事実でございますが、中之条町で2名、草津町で1名ということで、陽性の患者が発生しておるということでございます。

西吾妻地域におきましては、議員さんもお存じのとおりでございますが、抗体検査、抗原検査、そしてPCR検査、受けようと思えば、誰でも受けられる状況になっております。

そういう状況の中でございますけれども、我が村では、議会のご承認をいただきまして、様々な対策を取ってまいりました。

まず、全ての国民に10万円を配付するという国の計画でございますが、これにつきましては、議会の承認もいただきまして、9億5,120万円、現在配付済みでございます。パーセンテージにしますと99.7%、10万円を配付させていただきました。国からの配付ということでございますので、全ての諸経費は国が負担するというところでございますが、実際にやるのは、我が村の担当及び関わりのある各地域の方々のご協力で、10万円の配付は終わったという状況でございます。

また、村のほうでは10万円給付するというので、この件につきましては、現在2,590万円配付済みでございます。

それから、商業を守る商品券及び子供を守る商品券、これを4,000万円、1,000万円で合計5,000万円を、議会に了解も得て、使っていただいておりますが、これを合わせますと、現在3,185万円ということでございます。あと2,000万円近くが、1,900万円ぐらゐがまだ残っておりますので、村民の皆様方に、ぜひとも3月31日までに使っていただけるように、しっかりと我々も告知をしていきたいと思っております。

それから、農業を守る5,000万円ということでしたが、これは現在、5,000万円のうち2,171万円が使われておる状況でございます。まだまだ今、農家が終わりましたので、申請が出てきておりますので、これはまだ、また増えてくると思っております。

また、固定資産税相当の経営継続支援金でございますけれども、これは6,380万円ほど、議会の承認も得まして成立しておるわけですが、私どもの説明が悪かった部分もあるんでしょうが、現在の状況は784万円でございます。しっかりと、3月31日まで使えるお金でございますので、もっと分かりやすく説明をしっかりと、固定資産税に相当するものについては、事業継続するために支援をしますという告知をしっかりとしていきたいと考えております。

観光関係で、最後、キャベツの配布ということでございますが、現在164万円ほどが使われておるという状況でございます。

いずれにいたしましても、予算を編成し、議会の承認も得た案件が、現在のような状況でございますので、しっかりとまた村民の皆様方に告知をして、しっかりと有効にコロナ対策の資金としてご活用いただけるように、告知をしっかりと努めてまいりたい、こう思っておりますのでございます。

もう一つ、現在、台風19号の復旧・復興対策本部を立ち上げておるところでございます。国道144号につきましては、来年の12月末までに完成ということで、国・県のほうからの指導を現在得ております。以前も話しましたが、7月の豪雨によって、説明したとおり、一部工事が完成したところが破壊されたということもございまして、半年間延びたという予定でございます。

東御孺恋線でございますが、いよいよ後ろのほうといたしますか、見えつつございまして、令和3年度末までに完成の予定ということで、県のほうからの確認を得ておるところでございます。

そのほか、砂防事業、治山事業、あるいは教育施設の部分等もございまして、まだ

まだ復旧・復興は途中経過だというふうに認識しております。もう少しすれば、後ろのほうの全てが見えてくるのかなという気はしておりますが、いずれにいたしましても、国・県の大きなお金もご指導いただいておりますので、もう少し時間が見えて、後ろがはっきり見えた段階で、こちらの復旧・復興対策本部については開始をしまいたいと思っておりますのでございます。

次に、産業状況のお話をさせていただきます。

第1次産業でございますが、キャベツの関係ですが、11月30日現在、農協ベースで1,434万ケース、対前年ですと、436万ケースは少ないという状況でございます。金額ベースで191億円ということで、対前年に比べまして23億円プラスになっております。このほかに、いわゆる商系の皆様方の金額が重なったり、ケースも重なりますけれども、基本的に農協さんベースは、対前年ではそういう状況で、プラスであるということでございます。

第2次産業のうち、特に建設業関係が中心となりますけれども、入札関係では、現在13回、84件、14億3,480万円を発注しております。災害復旧費も当然入っております、対前年で4億5,028万円がプラスとなっております。復興・復旧の工事につきましては、このほかに国・県の行う事業が、多数大きな事業がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第3次産業の関係でございますが、全体的な話をさせていただきますと、全体では、令和元年では、12月現在で73万人ほどでございました。現在、対前年に比べますと、全体で38万8,000人ぐらいが少ないという状況になっております。万座が5万7,620人、鹿沢が3万9,550人、浅間が2万470人、バラギが4万190人ということで、全体では38万8,130人ぐらいのお客様、入り込みが少ないという状況でございます。

今後でございますけれども、しっかりと手当てをして、また、観光協会を中心とする皆さんとも連携しながら、GoToキャンペーンあるいはGoToイート、これらも含めて、しっかりと対応をしまいたいと思っておりますのでございます。

続きまして、予算編成状況でございますが、冒頭に申しました国の諸政策によって、それに伴う、制度改革に伴う予算編成もされております。我が村にも関わりのある事業が多数ございますので、しっかりと国の状況も確認しながら、また県の動向も確認しながら、予算編成をしまいたいと思っております。

現在、国のほうでは、ご存じのように、104兆円という概算要求が国会のほうで審議されております。今月の20日過ぎには、政府原案が国会のほうに提案される状況かと思っております。

れども、諸団体がいろんな陳情をなさって、最終的には政府の原案が、今月末、決まってく
ると思っております。

中でも、コロナに関係する、あるいは機構改革に関連する、あるいはオンライン、人と人
が接しない状況の社会が現実ありますので、それに応じた政策的なものにつきましては、我
が村においても、しっかりと確認をしながら取り組んでいきたいと、予算にも反映させたい
と考えておるところでございます。

なお、大きな政策課題につきましては、全員協議会のほうで、また担当より説明をさせて
いただき、ご意見賜りたいと思っておるわけですが、地方創生交付金の状況、事務事業評価
の状況、あるいは公共施設の再編計画等につきまして、しっかりとまた説明をさせていただ
いて、また議会のほうのご意見も賜りながら、全協のほうでさせていただけたらと考えてお
ります。

なお、私の前議会以降の公式的な行事につきましては、ホームページにおいて公表されて
おりますので、ご確認をいただけたらと思います。

以上で行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第5、報告第9号 専決処分の報告について（道路内の水道施設
管理瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたしま
す。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第9号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号（1件50万
円以下の損害賠償の和解、額の決定）に基づき専決処分しましたので、報告するものでござ
います。

県道大笹北軽井沢線（大前字細原2287-175）で、道路内に埋設されている上水道の空気

弁ボックスが沈んでいたため、段差が生じ、通行した車両に損害を与えたため、損害額の全額7万8,100円を婦恋村上下水道事業会計から相手に支払ったものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 報告第9号の詳細説明をさせていただきます。

次ページをご覧ください。

令和2年専決第11号、専決処分書。

1、専決処分事項、水道施設管理瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

2、専決処分内容。

（1）事故発生日時は、令和2年7月27日午前4時頃。

（2）事故発生場所は、県道大笹北軽井沢線婦恋村大字大前字細原地内。

（3）相手方は、婦恋村内勤務の方です。

（4）事故状況は、上記日時、場所において、現場を走行中の相手車両を破損させたことによります。

（5）和解の内容は、本件事故による相手損害額は7万8,100円で、村は損害額の全額を支払うこととさせていただきました。

（6）和解年月日は、令和2年9月17日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 座ったままでいいですか。

○議長（松本 幸君） はい、座ったままで。

○9番（伊藤洋子君） この件というよりか、この事故が起こったのは県道ですけれども、そういうときというのは、補修とか工事するときは、県との関連で、何かいろいろ手続とか、そういうものもあったりするんでしょうか。

例えば、県道には東電のものも入っていて、東電のを直すときは東電がいろいろしているけれども、その辺の工事するときは、県に許可を得て、それでやるのとか、その辺の手続に

ついて、ちょっと教えていただければと思ひまして、質問しました。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 上下水道課です。

一般的に、水道とか水道施設を県道内に入れさせていただくということになると、県の管理のほうに占有申請を出します。そして、工事を県の基準にのっとって実施いたしまして、その後の施設の維持管理につきましては、弁篋回りの沈んだりとか、そういう補修などについても、占有を受けた者の責任でやることとなっています。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 課長にちょっとお聞きしたいと思ひます。

空気弁ボックスが沈んでいたため、段差が生じたということなんですけれども、どういう原因で沈んだんですか。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 長年の道路の凍結、多少、冬期と夏期で、凍結により道路が上下に動く場合があります。その場合に、空気弁ボックス自体は動かないでいますので、そのような原因で、空気弁ボックスだけがそのままいて、道路が上がって、そのおかげで段差ができたと考えます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 黒岩議員。

○8番（黒岩忠雄君） 原因は分かりました。要するに、道路は一緒に上がって、空気弁の蓋が沈んだということ、これは車は軽ですか、何ですか。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 車は軽自動車であります。

○8番（黒岩忠雄君） それで、事故のあれだと思ひただけけれども、多分足回りをやられたと思ひますけれども、やはりこういうことは、未然にやっぱり見回って、パトロールをして、防ぐということはできないんですか。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 事前にパトロールしながら、気をつけて見ているんですけども、今回、車道の真ん中に空気弁のボックスがありまして、通常ですと車のタイヤが乗るような状況ではないんですけども、今回、軽自動車がまたいでしまったというのが、朝の午前4時ぐらいで、雨も降っていたりしまして、対向車がセンターラインをはみ出してきて、それで路肩のほうにかなり寄ったというようなことがありまして、今回、軽自動車が乗り上げて、ホイールを破損したり、タイヤをパンクさせてしまったんですけども、通常ですと、あまりないような状況でしたんで、ちょっとうちのほうも見落としていたところがあります。事故後、直ちに舗装で埋めるような処置を取ったんですけども、今回このような事故が起きてしまいました。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

黒岩議員。

○8番（黒岩忠雄君） これは、じゃ、原因とすれば、蓋が沈んだというようなこともあるんですけども、センターラインを越えてきた車があったということで、それを回避しようということで事故になったということなんだね。はい、分かりました。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第9号 専決処分の報告について（道路内の水道施設管理瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

◎議案調査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第6、議案第71号から日程第22、議案第87号までの各議案につきまして、本日、提案説明までとさせていただきます、議案の審議は中日7日に行うこととし、本日から6日まで議案調査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6から日程第22までの議案は、議案提出のみとし、本日から6日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第6から日程第13までは、いずれも令和2年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第6から日程第13までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第71号～議案第78の一括上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第6から日程第13までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第71号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算（第10号）から議案第78号までの各特別会計補正予算につきまして提出をさせていただきましたが、私のほうからは、議案第71号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算（第10号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

一般会計では、歳入歳出予算に1億9,974万8,000円を追加し、総額99億7,735万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が減少したことにより、入湯税を4,200万円減額、また、住民税について5,500万円の減額を行っております。

国庫支出金につきましては、1,316万8,000円を増額、村債については、900万円の増額とさせていただきます。

また、財政調整基金からの繰入金として、2億7,724万4,000円を増額をさせていただきます。

続いて、歳出でございますが、全体に共通した内容として、人事異動等による人件費の補正がございます。

各款ごとの主な内容になりますが、議会費では、議員の皆様のタブレットの購入費について計上させていただきます。

民生費につきましては、介護給付費について増額見込みとなったことから、障害者自立支援給付費を増額させていただきます。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策として、各施設での抗菌コート処理委託料及び出先機関の非接触式体温計の購入費を計上させていただきました。

農林水産業費については、農業用パワーアシストスーツ等購入費補助金及び仙之入地区の県営事業負担金を計上させていただきます。

商工費についてでございますが、誘客多角化のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業について、国庫補助を受けて行うこととなっており、予算計上させていただきます。

土木費については、上信道大前地区アクセス道路道路概要設計業務委託費を計上させていただきました。

消防費につきましては、国土強靱化計画策定業務委託料を計上しております。

教育費につきましては、小・中学校及び幼稚園の教職員室のエアコン設置設計業務及び各校舎の蛇口の改修工事を計上させていただきます。

災害復旧費につきましては、緊急路面工事等の工事費を増額させていただきました。

以上が一般会計補正予算（第10号）の主な内容となります。大変雑駁ではございますが、私からの提案とさせていただきます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 初めに、議案第71号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）について、詳細説明をいたします。

令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,974万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,735万1,000円といたします。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

まず、歳入です。主なものをご説明いたします。

1款村税、補正額マイナスの9,700万円、16款国庫支出金1,316万8,000円の増、20款繰入金、補正額2億7,724万4,000円の増額です。

6ページをお願いいたします。

23款村債、補正額900万円の増額です。

歳入合計ですが、補正額として1億9,974万8,000円の増としております。

7ページをお願いいたします。

歳出です。主なものを説明いたします。

3款民生費、補正額3,601万4,000円の増です。

4款衛生費、補正額1,521万6,000円の増です。

6款農林水産業費、補正額2,470万6,000円の増額です。

8款土木費、補正額1,743万6,000円の増額です。

10款教育費、補正額2,129万9,000円の増額です。

11款災害復旧費、補正額7,950万円の増額です。

歳出合計ですが、1億9,974万8,000円の増額としております。

補正予算の財源内訳ですが、国庫支出金については1,255万7,000円の増額、地方債については900万円の増額、その他財源としてマイナスの205万3,000円、一般財源としては1億8,024万4,000円としております。

8ページをお願いいたします。

歳入の内訳になります。

1款村税、1項村民税、1目個人、補正額マイナスの5,500万円。6項入湯税、1目入湯税、補正額マイナスの4,200万円。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費、2目衛生費の計で、プラス780万5,000円の増額です。2項の国庫補助金については、次ページの9ページのほうとつながっておりまして、民生費と商工費の国庫補助金の計で、補正額が536万3,000円としております。

9ページの下のほうの2項の県補助金です。県補助金については計で、補正額マイナスの436万1,000円としております。

10ページをお願いいたします。

20款の繰入金です。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額が2億7,724万4,000円の増額としております。

23款の村債です。14目防災・減災・国土強靱化緊急対策債として、900万円の増額をしております。

続いて、11ページをお願いいたします。

歳出になります。主なものをご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,635万4,000円の減額です。これについては、職員の人件費が主な内容ですが、この後の各款項目の人件費については、4月以降の人事異動、それから新規採用職員、それから再任用職員の配属先により、各項で増減となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

12ページから14ページまでは、主な人件費の補正をしておりますので、16ページをお願いいたします。

16ページ、3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者（児）福祉費、補正額1,500万円の増額でございます。説明欄ですが、障害者介護給付、それから訓練等給付費事業として、1,500万円を見ております。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額349万円の増額でございます。説明欄ですが、学童保育所運営事業として、令和元年度の子ども・子育て支援交付金の返還金を350万円見ております。それから、4目保育所運営費、補正額726万7,000円の増、これについては、上の段のほうは職員の人件費でございますが、下段のほうに東部保育所の運営事業として、255万6,000円の増額を見ております。

17ページをお願いします。

4款の衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額141万4,000円の増額です。説明欄ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業として、抗菌コート業務委託料300万円と施設用備品193万4,000円を増額して、493万4,000円の増としております。

続いて、3目環境衛生費、補正額261万2,000円の増額でございます。これについては、環境衛生推進事業として211万7,000円の増額、内容としては、婦恋村環境衛生施設組合の補助金として201万円の増額をしております。これについては、ごみの集積場の補助金を、各地区の集積場の補助金を追加してございます。

19ページをお願いいたします。

19ページですが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額430万円の増額としております。説明欄ですが、農産物振興事業として、農産物等直売所の利用促進事業補助金として80万円、農業用パワーアシストスーツ等の購入補助金として350万円を見ております。5目農地費、補正額1,312万円の増額となっております。これについては、説明欄ですが、県営事業負担金として900万円を見ております。

20ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、補正額512万3,000円の増額でございます。説明欄ですが、有害鳥獣対策事業として、有害鳥獣対策の資材費購入補助を403万4,000円、それから林道の工事費108万9,000円を見ております。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額1,052万9,000円の増額でございます。説明欄ですが、観光施設整備事業として、302万5,000円を見ております。観光振興事業として823万9,000円、これについては、誘客多角化のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業委託費として、800万8,000円等を見ております。

続いて、21ページになりますが、8款の土木費、1項土木管理費、3目国土調査費、補正額1,534万円の減額でございます。これについては、国土調査事業が補助事業としてできなかった分を1,534万円減額するという内容でございます。

22ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、補正額600万円の増額でございます。説明欄ですが、道路改良事業として、設計委託費を600万円見ております。

下段の9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正額414万円、説明欄ですが、国土強靱化計画策定業務委託料400万円等を見ております。

続いて、23ページの下段のところですが、10款の教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、補正額1,077万1,000円の増額でございます。説明欄ですが、これについては、職員室のエアコンの設計、それから、24ページをご覧いただければと思いますが、説明欄の小学校改修工事として、先ほど村長が申しましたコロナ対策対応の蛇口の改修工事費を見ており

ます。

同じく24ページの下段の10款の教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額535万5,000円の増額です。説明欄ですが、中学校管理事業として、これも先ほどの職員室のエアコンの設計と、中学校の改修工事としては、水道の蛇口の改修を見ております。

25ページの下段の10款の教育費、4項幼稚園費になりますが、1目幼稚園費、補正額637万2,000円の増額です。説明欄ですが、先ほどの説明と同じですね。幼稚園事業として、職員室のエアコンの設計、それから水道の蛇口の改修工事を見ております。

26ページをお願いいたします。

10款教育費、5項社会教育費ですが、これについては、公民館費として20万円ですね、これについては、維持管理業務としての20万円を見ております。

それから、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額450万円の増額でございます。説明欄ですが、農地災害の復旧工事の設計委託を450万円見ております。

27ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額6,550万円の増額でございます。説明欄ですが、村道災害復旧事業として6,550万円を見ております。

11款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費として、1目総務災害復旧費、これについては950万円の増額をしております。説明欄ですが、被災者生活再建支援事業として、職員の時間外手当になりますが、950万円の増額を見ております。

28ページ、29ページをお願いいたします。

給与費明細書の内訳でございます。これについては、ご覧いただければと思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第72号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第72号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,472万3,000円を追加し、歳入歳出総

額を歳入歳出それぞれ15億8,293万7,000円とし、直営診療所勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ967万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,679万2,000円とするものでございます。

初めに、事業勘定について説明させていただきます。

5ページ、歳入をご覧ください。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金1,198万6,000円の増額、一般会計からの繰入金で、県からの通知による法定分の繰入れとなっております。

第8款諸収入、第3項雑入273万7,000円の増額、令和元年度国保連合会保険給付費等交付金に係る精算金となっております。

次に、6ページ、歳出ですが、第1款総務費、第1項総務管理費62万7,000円の増額、システム改修に伴う業務委託料の増額となっております。

第7款基金積立金、第1項基金積立金920万9,000円の増額、国民健康保険基金への積立金となっております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金488万7,000円の増額、内訳は、国庫支出金の返還金215万円と保険給付費等交付金の償還金273万7,000円となっております。

次に、直営診療所勘定について説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

歳入ですけれども、第8款繰入金、第1項他会計繰入金967万4,000円の増額、一般会計からの繰入金となっております。

12ページ、歳出ですけれども、第2款医業費、第1項医業費967万4,000円の増額、これにつきましては、令和元年度の損失補填金となっております。

以上で、令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第73号 令和2年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第73号 令和2年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,162万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ10億5,362万9,000円とし、介護サービス勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,919万9,000円とするものでございます。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

歳入ですが、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金322万3,000円の増額、システム改修事業等の補助金になっております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金323万4,000円の増額、令和元年度分の介護給付費確定に伴う県負担分の増額となっております。失礼しました。すみません、今のは、令和元年度の2号被保険者分の負担額の確定によるものとなっております。

第5款県支出金、第1項県負担金219万9,000円の増額、これにつきましても、令和元年度分の介護給付費確定に伴う県負担分の増額となっております。

6ページをご覧ください。

第9款繰越金、第1項繰越金2,296万4,000円の増額、令和元年度からの繰越金となっております。

続きまして、歳出ですが、7ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費132万円の増額、介護報酬改定等の制度改正に伴うシステムの改修費となっております。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費184万円の増額、第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費168万3,000円の増額、人件費の増額となっております。

8ページ、第4款地域支援事業費、4項介護予防・生活支援サービス事業費58万円につきましては、財源の変更となっております。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金2,677万7,000円の増額、令和元年度決算による介護給付費負担金等の償還金となっております。

次に、サービス勘定について説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

歳入ですが、第2款繰入金、第1項一般会計繰入金170万円の増額、一般会計からの繰入金です。

15ページをご覧ください。

歳出ですが、第1款事業費、第1項居宅介護予防支援事業費42万円の増額、これにつきましても人件費の増額となっております。第2項介護予防・日常生活支援総合事業費128万円の増額、これにつきましては、会計年度任用職員の給料の増加によるものです。

以上で、令和2年度介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第74号 令和2年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第74号 令和2年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ236万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,956万6,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入ですが、第2款広域連合支出金、第2項広域連合負担金241万1,000円の増額です。今年度から始めました高齢者の保健事業・介護予防等の一体的事業負担金の増額となっております。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金12万5,000円の減額。

第6款繰越金、第1項繰越金1万5,000円の増額、令和元年度からの繰越金となっております。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金6万6,000円の増額、高齢者医療制度円滑運営事業補助金となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

歳出ですが、第1款総務費、第1項総務管理費301万円の増額となっております。高齢者の保健事業・介護予防等の一体的事業に係る人件費が主な要因となっております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金64万3,000円の減額、これにつきましては、広域連合からの通知による減額となっております。

以上で、令和2年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第75号 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長(宮崎 忠君) 議案第75号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,036万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,624万2,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金1,036万7,000円の増額ですが、職員人件費の増額、会計年度任用職員の人件費計上、簡易水道施設工事費等に伴う増額補正でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第2節給料433万6,000円の増額ですが、説明欄の職員人件費に職員給料と、一般管理費に会計年度任用職員給料の合計額を計上させていただいたことによる増額補正でございます。第3節職員手当等118万6,000円、第4節共済費82万5,000円の増額補正につきましても、給料と同様の理由によるものでございます。第10節需用費150万円の減額補正につきましても、現在までの施設修繕費を精査した結果に基づくものでございます。第14節工事費150万円の増額補正につきましても、砂井地区の舗装本復旧工事の精査による工事費の増額によるものでございます。

第18節負担金・補助及び交付金222万円の増額補正につきましても、万座簡易水道表洗ポンプに不具合が発生したため、交換費用補助金の増額をお願いするものです。

第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、第1目簡易水道施設災害復旧費、第12節設計委託料180万円の増額ですが、被災した橋梁等の水管橋添架に際し、詳細な設計が必要となったことによる設計委託料を計上させていただくことによる増額補正でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(松本 幸君) 次に、議案第76号 令和2年度孺恋村上下水道事業会計補正予算(第1号)について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第76号 令和2年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出、第2条におきましては、支出としまして第1款水道事業費用、第1項営業費用を374万5,000円増額させていただきまして、1億4,888万8,000円とし、第2項営業外費用を52万円増額し、1,697万8,000円としまして、水道事業費用を1億6,586万6,000円とさせていただきます。

資本的収入及び支出、第3条におきましては、収入としまして、第1款資本的収入、第1項資本余剰金4,106万3,000円を計上しまして、資本的収入の合計額を7,591万2,000円といたします。

支出としまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費を800万円増額しまして、資本的支出の合計を1億491万8,000円とするものでございます。

また、第4条としまして、予算第5条に定めました議会の議決を経なければ流用できない経費の金額としまして、科目、職員給与費を321万7,000円増額し、2,083万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

上水道事業会計補正予算明細書です。

収益的収入及び支出の支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費、補正額374万5,000円の増額でございます。人事異動と人事院勧告の差額の人件費の増額でございます。

第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費52万円の増額ですが、昨年新規借入れに伴う増額でございます。

次に、資本的収入及び支出です。

収入、第1款資本的収入、第1項資本的剰余金、第3目工事負担金4,106万3,000円、中原開拓1号線送水管布設替工事に伴う一般会計からの工事負担金です。

次に、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目構築物800万円の増額です。収入と同じく、中原開拓1号線送水管布設替工事に伴う増額補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第77号 令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予

算（第2号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第77号 令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,343万2,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金361万3,000円の増額ですが、人事異動と人事院勧告に伴う人件費の計上でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費361万3,000円の増額ですが、同じく人事異動と人事院勧告に伴う人件費の計上でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第78号 令和2年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第78号 令和2年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,510万9,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金412万円の増額ですが、人事異動と人事院勧告に伴う人件費の計上によるものでございます。

6 ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費412万円の増額ですが、同じく人事異動と人事院勧告に伴う人件費の増額です。

以上、よろしく願いいたします。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第14、議案第79号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第79号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）との整合性を持たせるため、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第80号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第15、議案第80号 婦恋村後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第80号の提案理由を説明させていただきます。

租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第81号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第16、議案第81号 孀恋村共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第81号の提案理由を説明させていただきます。

共同霊園における未使用区画の流動化を促し、新たな使用希望者に応えやすくするため、孀恋村共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第82号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第17、議案第82号 にしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第82号の提案理由を説明させていただきます。

にしあがつま地域活動支援センターの休館日を変更することにより、開館日数を増やし、地域で暮らす障害を持つ方の日中の居場所づくり、社会参加を支援する機会を促進するために、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第83号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第83号 婦恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第83号の提案理由を説明させていただきます。

国の基準である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正によりまして、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体が拡大されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第84号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第19、議案第84号 婦恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第84号の提案理由を説明させていただきます。

国の子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（子ども・子育て会議）を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第85号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第20、議案第85号 婦恋村人権宣言条例の制定についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第85号の提案理由を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、インターネットやSNSによる誹謗中傷によるいじめや様々なハラスメントにより、基本的人権の侵害や、自らの命を絶つ人が増加している現代社会で、全村民がお互いの人権を尊重し、いたわりの心を持ち、差別のない婦恋村を築くために、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第86号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第21、議案第86号 指定管理者の指定について（にしあがつま地域活動支援センター）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第86号の提案理由を説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第6項に基づき、社会福祉法人チャレンジドらいふを指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第22、議案第87号 工事請負契約の変更についてを議題といた

します。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第87号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただき、ご承認いただきますよう、よろしく願いをいたします。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（松本 幸君） 日程第23、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（松本 幸君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、6日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから6日まで休会することに決定しました

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時23分

令和 2 年 第 8 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年第8回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年12月7日(月)午前9時59分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第71号 | 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第10号) |
| 日程第2 | 議案第72号 | 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第3 | 議案第73号 | 令和2年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第74号 | 令和2年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第75号 | 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 議案第76号 | 令和2年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第77号 | 令和2年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議案第78号 | 令和2年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第79号 | 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第80号 | 嬭恋村後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第81号 | 嬭恋村共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第82号 | にしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第83号 | 嬭恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第84号 | 嬭恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第85号 | 嬭恋村人権宣言条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第86号 | 指定管理者の指定について(にしあがつま地域活動支援センター) |
| 日程第17 | 議案第87号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第18 | 議案第88号 | 物品購入について |
| 日程第19 | 議案第89号 | 工事請負契約の締結について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
総合政策課長	佐藤幸光君	税務課長	滝沢文彦君
住民福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	観光商工課長	地田繁君
上下水道課長	宮崎忠君	教育委員会 教育委員会 事務局 局長	熊川武彦君
会計管理者	宮崎由美子君	地域交流推進 室 推進 長	宮崎貴君

事務局職員出席者

議会事務局長	土屋和久	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第8回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第1、議案第71号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 座ったままでよろしいのでしょうか。

○議長（松本 幸君） はい、座ったままでお願いします。

○9番（伊藤洋子君） 16ページ、民生費の1,500万円の補正額が、訓練等給付費事業でしたけれども、すみません、もし説明されていたら申し訳ないんですけども、どういった事業で、それから、これは毎年、今後予算化されるものなのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、次に、19ページですけれども、農地情報公開システム推進事業の210万円ですけれども、説明の中で、所有権とか地番をはっきりさせるということで、これは今後に向けてどのように生かしていけるのか。これは国の補助金ですけれども、これは今年度だけのもの

のでやるのかどうか、その2点をここでお聞きしたいと思います。

それから、次に、20ページです。誘客多角化のための魅力的な、この事業委託についてですけれども、これは説明では、草津とかそういうところから、いろいろ、魅力ある場所にするために作成するということですが、この作成の中に、事業を委託していますけれども、村がどのように関わって作成できるのか。村も関わって、地元を知る村も関わるのかというのがひとつと、今後どう展開していこうとしているのか。やはり計画を立てるだけじゃなくて、今後に向けて、例えば今後、3町村で何か設けて継続していくとか、そういう考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

次に、22ページですけれども、国土強靱化計画策定業務委託、これも業務委託になっているわけですが、国のほうも今、補助額とかいろいろ検討しているところのようですが、今回の414万円は、国の補助とかそういうのは、どんなふうになっているのかという、今後、大きな災害とかに対応できるようにという説明がありましたけれども、通常的にどのように計画を策定したのを生かしていくのかをお聞きしたいと思います。

それから、25ページ、これが、教育振興費の中学生座間味村交流に、何か予算というか、三角のマークも何もなく空欄ですが、もし何か、幾つか金額が生じているのかどうかをお聞きしたいと思います。

そして、最後になりますけれども、27ページ、被災者生活再建支援事業、これも、災害復旧に頑張った職員の皆さんへの超過勤務だと思いますけれども、ちょっと私の記憶になくて、昨年もちんちんこういう、昨年も台風があって大変だったわけですが、昨年もこういう予算があったかどうか記憶がなかったので、その辺の説明をしていただければと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） それでは、住民福祉課長から。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、16ページの障害者（児）福祉費の中の障害者（児）介護給付・訓練等給付事業1,500万円についてだったかと思うんですが、これにつきましては、サービスを受けたときの給付費になっておりますので、当初見込んでいたより、ちょっと給付費が伸びたということで増額をお願いするものです。これにつきましては、今後もずっと続くものです。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 続いて、農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 19ページのご質問でございます。

農地情報公開システムの関係のご質問かと存じます。

これは、農地情報、所有者でありますとか地番、現況、それから地目等の最新情報を、更新によって最新情報をカバーすることによって、農地の集約でありますとか集積、そういうものを含めた、人・農地プランというのがあるんですけども、その推進に生かしていきたいと、そんなふうに位置づけておるところでございます。

それとまた、今回のこの補正をしたのは、県のほうの予算が今年度あるというふうな話を情報いただきまして、県の予算で執行させていただきたいと思いついて、ということで、伊藤議員のおっしゃるように今年度限り、今年度乗れば、事業に乗れるという予算でございます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） そうすれば、伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

20ページになります。

12の観光振興事業の誘客多角化のための魅力的なコンテンツにおきまして、まず、村の関わりということでございますけれども、村といたしましては、この事業全体の統括ということと、関係者のマネジメント、それから感染症対策ということで行う形になります。

2番目のどう展開をしていくかということになりますけれども、こちらのほうは今回、村の中の滞在コンテンツということを主に行いますので、3町村に関しての共同の作業というものはございません。

最終的には、この事業が終わって、次につなげる上で、軽井沢、草津というような広域的な視野に入れて、そういったツアーを作成していくというような、そんな実証実験ということになりますので、まずは今回に関しましては、モニターツアーということでの造成をさせていただくという話になります。

以上です。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 22ページの国土強靱化計画策定業務委託料の関係でございますけれども、これについての補助額ということでございましたが、計画に対しては補助はないということでございます。

それから、計画後のお話をされたと思うんですが、それについては、この強靱化計画を国に準じて、県も同じく定めておりますので、今後そういったものを村としてどうしていくのかということ、この計画を含めて検討して、できることをしっかり対応していきたいと、そんなふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ただいまの総務課長の答弁に補足をさせていただきます。

ご存じのように、国土強靱化に関しましては、国のほうが3年で7兆円の事業をやってまいりました。そして今、政府では、ご存じのように、5年で15兆円ということ予算に乗っけるという方向で、現在、予算編成作業を国のほうでやっております。

今日の新聞だったですかね、先日の上毛にも出ましたけれども、国土強靱化計画を策定しないと補助金がもらえませんかということでございます。群馬県下35市町村ありますが、あらかたのところ、当然つくるということで、今作業をしております。

我が村でも、しっかりとした計画を策定して、まだまだたくさん、強靱化計画の補助をいただきたいところは多々ございますので、災害復旧・復興事業と関連させまして、しっかりと対応してまいりたい、こう思っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） そうすれば、25ページの教育振興費についてでございますが、中学生座間味村交流につきまして、孺恋村から座間味に行く事業が中止になりましたので、歳入で落とさせていただいた分を、財源をここに充てていましたので、財源をその他の財源から一般財源に変更するというので、財源の変更で上げさせていただきました。

したがって、金額の変更はないんですけれども、財源の変更ということで、こちらに項目だけ出てきたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長、最後の27ページの。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 27ページの時間外手当の関係でしたと思いますが、これについては、何というんですかね、災害の関連ですと、いろんな事業の絡みがございますので、それだけ別で集約したいということで、今回は別枠で上げさせていただいております。

通常ですと、各担当課ごとの款項目で、普通の給与と一緒にですね、その項目で、一般的には時間外手当も見ておるところなんですけど、災害が大きかったもんですから、別枠で集計をしたいということで、今回ここに上げさせてもらっております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） もう一点ですけれども、今回の補正予算に国土調査をしなかった、いろいろ災害のほうが大変で、人員的に大変だったというので、国土調査費が減額になったり、あと今、教育委員会のほうも交流事業が中止になったというので、予算の減を載せているんですけども、私が再三お願いしていた、例えば、つまごい祭りをやめたとか、キャベツマラソンをやめたとか、そういった面も、マイナス部分は載っからなかったですけども、それは何か、担当課のほうの考え方か何かがあるのか、再三私はそういった予算を、より村民のために使っていただきたいという思いがあるんですけども、計上しなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまのご質問ですが、各事業の、災害があつて事業がなくなったということなんですけれども、それについては、時機を見て、それぞれの担当課ごとで減額したりということをやっておりますが、最終的には3月で、3月補正のところ調整をしていきたい、こんなふう考えております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） つまごい祭りが中止、座間味村が中止になれば、その分は執行されないわけでございます。その執行されない分は補正予算で、じゃ、もっと村民のためにということで、補正につきましては、必要に応じて各課が上げてきておりますので、補正は全て村民のために、当然補正を組んでおるわけでございます。

これが削られて、なくなったんだから、こういうところに充てると、一々それを全部やっ

ていたら、作業は現実できない状況になります。一括で最終的にまとまってくれば、予算は必ず、1億円のは、最終的には確定して、入札したりして、査定して、予算の足りないものは補正するし、余ったものについては、最終的に繰越しをするのか、あるいは3月決済まともれば、それを調整していくと、こういうことですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、今回の補正予算には反対の立場です。

というのは、今直前に質問しましたがけれども、村長には私は、ずっと前から、やっぱりいろんな行事が中止されたもの、それはやっぱり少しでも早く村民に返していただきたい。

それで、私は一般質問でも取り上げていますけれども、今本当に、コロナの感染拡大は多くの村民の不安でもありますし、そんな中で困っている方もいらっしゃるということでは、いろいろと考えて、細かなことを提案して、より早く村民に提示できるようにすることがいいと思いますので、コロナ対策のこと、議会のほうでも今まとめているところですけども、それをいち早く村民に返すということでは、補正の組替えを以前からお願いしていて、例えばインフルエンザの件でも、他町村ではもう既に補正で組んでいる、でも孺恋村は一つも組んでいない。それはやっぱり村民に対する気持ちの表れだと思いますので、これを組み替えることを私は要望したいと思いますので、今回の予算は反対とします。

それから、先ほど質問をした中で、国土強靱化計画などは、今回の台風被害でも工事から漏れた部分があります。例えば北山の工事、崖の工事、国との関係で今後計画していくというんですけども、そういう危険な箇所はいち早く、やはり強靱化計画でもいいですし、来年度の砂防計画とかいろんなところに、いち早く入れていくことを要望しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第2、議案第72号 令和2年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 6ページですけれども、基金積立金について、先日課長のほうから説明を受けましたけれども、もしかしたら以前にもお聞きしたかもしれないので、ダブっていたらおわびしますけれども、これは説明の中では、保険料を引き上げなくてはいけなくなったときに、そこに充当するようにしていきたいというふうに説明を受けたような気がしますけれども、それをぜひお願いしたというのがありますけれども、もし広域化になって、保険料が実際にうんと上がるようになったら、今は経過措置もされていたりするんですけれども、ぜひそこに使っていただけるように再度お願いしたいと思いますけれども、その点についてお答えいただければと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問ですが、基金の積立てにつきましては、村民の加入者の皆さんに還元できるように使っていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご質疑ございませんので、以上で質疑を終わります。
続いて、これより討論を行います。
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。
直ちに採決を行います。
本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松本 幸君） 起立全員であります。
よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

- 議長（松本 幸君） 日程第3、議案第73号 令和2年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
続いて、これより討論を行います。
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。
直ちに採決を行います。
本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第4、議案第74号 令和2年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第75号 令和2年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
続いて、これより討論を行います。
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。
直ちに採決を行います。
本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松本 幸君） 起立全員であります。
よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

- 議長（松本 幸君） 日程第6、議案第76号 令和2年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。
続いて、これより討論を行います。
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。
直ちに採決を行います。
本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、議案第77号 令和2年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、議案第78号 令和2年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第9、議案第79号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この条例は、減額ということで書いてありますので、村民にとってよりよくなればいいなという思いで、すみません、勉強不足で分からないので、お願いしたいんですけども、33万円から43万円になるということで、あとほかのところも、（2）とか、全部そういう同じような書き方になっているんですけども、村の方々にとってはより負担軽減になるのかどうかだけ、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

[税務課長 滝沢文彦君登壇]

○税務課長（滝沢文彦君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、税制改正によります低所得者層の担税力に変化がない場合に

つきましても、今までどおりの軽減判定基準によりまして減額措置ができますよう講じる改正となっていますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第10、議案第80号 婦恋村後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） すみません、現行のところでは14.6とか7.3と書いていて、今度、婦恋村税条例に従ってということでありましたけれども、私が例規集とかを見ていて、ちょっとこの税条例のことが、どこにあるのかを見つけることができなかったので、これは今の14.6よりも村民にとって負担軽減になるかどうか、そこと、税条例のどこにあったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 滝沢文彦君登壇〕

○税務課長（滝沢文彦君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、税条例の該当の条例文なんですけれども、税条例の附則の第3条の2に延滞金の割合等の特例という条項がありますので、そちらのほうに数字等が挙がっております。

もう一点なんですけれども、今の延滞金より、現状ですと、若干下がるような形になると思います。

以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第11、議案第81号 婦恋村共同霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点お聞きしたいんですけれども、これは、墓地が要らなくなっ

たらこういう形になるという条件なんですけれども、この墓地というのは、個人から個人へは名義は変更できるのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの大久保議員の質問にお答えしたいと思います。

その区画の継承者というのが決まっております、個人個人の継承はできないということになっています。継承できるのは、その親族でないと継承できないということで決まっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 使用料についてなんですけれども、ちょっと現在よりも上がるのかなというふうに私は思うんですけれども、その使用料は、例えば、今利用している方々との話し合いとかあったのかということと、それから、例えば、ほかの霊園とか何か、この辺でしたら西部吾妻とか、吾妻郡内とか、そういった中では、そんなべらぼうに高くなっているとか、そんなことじゃないのかという、その辺のところをお聞きしたいと思うんですけれども、お願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えしたいと思います。

最終的に、直近で購入された金額が、田代地区については43万1,600円、浅間地区については32万700円なんですけれども、これは値を下げると、不平等感が生じるということになるということで、最終購入者の額を基準に設定をさせていただいたところです。

高額ではなかということなんです、昭和58年度に開設をされて以来、翌年の59年度以降は、金利相当額を加算した額をもって使用料とするというような条例によりまして、今までの積み重ねで管理料が上がってきたというような経緯がございます。そこで、一定の歯止めを今回かけたいというのが条例の改正の趣旨でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第12、議案第82号 にしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第13、議案第83号 婦恋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 知事の研修とか受けたということで、その施設に勤めることができるようになっているようですけれども、何か修了すると、修了証とかそういうのができて、例えば県内だったら、どこの施設に行っても勤められるとか、そういう资格的なものになるのかどうかは1点お聞きしたいのと、現在、村の中では、こうした職員の方はどういう位置づけになっているのか。ただ臨時的なのか、ちゃんと会計年度職員として採用されて保障されているかどうか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇]

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、認定資格を私、本物の賞状は見たことないんですけれども、資格が与えられるようです。研修を受ければですね。それが今回広がったということで、指定都市もしくは中核都市で行われる研修を受ければ認定を受けられるということです。

婦恋村におきましては、現在この資格を持っている方が4名ほどおりまして、会計年度任用職員として、支援員として勤めていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第14、議案第84号 婦恋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第15、議案第85号 嬭恋村人権宣言条例の制定についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 村長からの説明では、現在12の自治体も作成しているということで、また、ここにうたわれている内容もすばらしいことなので、私もとてもいいことだなと思うんですけども、これは本当に、この中身を実施していくには、今後施策とか予算にも、いろいろな場面で生きてくると思いますけれども、ここでもう一度、村長の人権宣言を制定する意気込みについてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

実は、コロナウイルスが出たことに感染症対策は、世界中に出たと。この状況を踏まえて、基礎的自治体、市町村でも、コロナウイルスで誹謗中傷を受けて自殺をなさった方が出たとか、あるいは病院の、例えばですけども、最初の段階で、群馬でいえば、利根沼田中央病院、あるいは館林にあります館林厚生病院、こういうところに集中的に患者さんが入るといいう段階の、特に初めの頃ですけども、こういう段階で、そこにお勤めになるお医者さん、また看護師さん、これが非常に白い目で見られたりしたというようなこともあって、これはまかりならんということで、基礎的自治体1,717及び東京都23区ありますから、市町村及び区は1,742あるわけですけども、あちこちの自治体で、こういう差別をやめようと、こんなことやめようじゃないかということで、いろいろ発言が出てまいりました。

条例をつくったところは、上毛新聞トップでも、藤岡市と安中市ですか、ご存じのようにトップで出ております。このような状況を踏まえて、これはちょっと我々もつくろうということで指示をしまして、勉強させました。東京都が5月にできたり、沖縄県では石垣市ができたり、千葉県流山市、あるいは長野県、岐阜県、沖縄県、鳥取県、あるいは茨城県の下妻市、栃木県的那須塩原市、埼玉県深谷市、青森県むつ市なんていうことで、全国で大分条例ができて、ただしこの条例も、安中市さんの条例も非常に全部見たんですけども、新型コ

コロナウイルス感染症対策が平穏になった場合は、この条例は施行を終了しますという文言だったんですね。

これじゃなくて、もう少し幅広く、今、子供のいじめ問題も毎日新聞に出ております。それから、男性、女性の性の問題も、群馬県は現在、人権として尊重するという方向で進んでおります。その他、学校のいじめだけではなくて、もっと全体的に汎用的に、全世界の状況はどうあるべきなのか、子供のいじめの問題もあるけれども、それだけじゃなくて、ここに具体的な今後の課題として、子供に対する人権も守らなくちゃならん、それから、お年寄りに対しては家庭内暴力で、お年寄りなんかには暴力を振るうというドメスティックバイオレンスもあります。また、男女共同参画社会と言われておりますが、女性に対する差別ということはないと思いますが、女性に対しても長い歴史の中で、基本的人権も平等である、男女は平等であるというのは憲法24条に書いてありますけれども、あとは障害を持つ方々が、やっぱり普通に平穏に、普通の人と同じように生活できる社会を目指そうということによっておるわけです。

この意味で、もう少し、あとは犯罪の被害を受けた方々が、非常に今、被害を受けているというような状況、現実があります。こういうものをオーソライズした形の村の条例が必要だと。コロナウイルスも含めて、人権は大切なものだよということで、条例制定という気持ちを持ったわけでございます。

基本的人権、憲法11条にあります。基本的人権は尊重されるものであると。憲法13条、個人の尊厳、これについての最高裁判例も、一人の人間の生命の重さは全地球の重さよりも重たいという有名な判例も出ておったわけでございます。個人は尊重されるものだ。

それから、ご存じのように「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」、福沢諭吉が明治維新の憲法でも言いましたが、これは現在の日本国憲法14条にございますけれども、この平等原則、あるいは今回、第4条で参政権と言いましたけれども、18歳から選挙権を持っていると。被選挙権は別ですけれども、それは法律の定めるところによって決められておりますが、世界的に18歳から選挙権を持つという時代になっているんで、これはしっかり村民にも明示する必要があるだろうと。

それから、選挙権は、昔は明治憲法では、お金持ちしか選挙権がなかった。女性の参政権が認められたのは今の憲法になってから、まだ75年ですよ。それまで女性は参政権がなかった。あるいは生存権、これはまさに21世紀の社会権の一番重要な、人間は人間らしく生きる最低限度の生活を保障すると、こういう有名な言葉、名言があるわけですが、これは

まさに生存権に社会権、21世紀の権利と、それから6条の教育権も、機会均等の原則で、誰もが能力に応じて教育を受けると、これは大原則の話であります。

それから、どうしても、世界的に言われているのが環境という権利だと。環境の権利だと、エンバイロメントも権利だと、基本的人権だと、こういう大きな流れがありますので我が村の条例では、新たに環境権ということをしっかり明示したということでございます。

これからは、やっぱり地球環境を守って、これが台風災害にもつながってくるわけございまして、地球環境をしっかり守りましょうということで、そういう環境の優れた中で生きる権利があるということで、今、環境権ということを議論されていますが、我が村ではこういうものも取り入れたということでもあります。

そういう意味で、この条例はあくまでも、子供たちにも分かりやすく、そして口語体に直した、口語体に直すにつきましては、県の市町村課に担当からも確認をさせまして、前例はたくさんありますよということございました。

あるいは、人権全体についても、コロナウイルスの条例だけではなく、人権宣言条例、あるいは人権宣言ということをやっている、その文言もあちらこちら調べた中で、冒頭のところにあるのは、県内の某市のものも参考にさせていただきながら、この文言だということで、それを多少有効なところは活用させていただきながら、人権尊重都市宣言の一部を割愛させてもらったりした中で、今回宣言したということでもあります。あくまでも宣言規定でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

そういう精神を持って、また子供たちにも分かりやすく、文言も変えたということでもあります。ご存じのように、憲法も民法も、これからは口語体にしましょうということで、国の法制審議会では、死刑に処すなんていう言葉はやめて、死刑にすると、こういう文言に変えるという状況になっています。

大きく法制審議会のほうも変わってきていますので、そういう動向を見ながら、分かりやすく、最もファンダメンタルな権利を宣言することによって、本当に教育の場面においても、しっかりご理解をいただき、村を挙げて、こういうものを取り組んでいきたいと、こういう宣言規定でございます。規定は規定でも宣言規定ということもご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、村長のほうからも、子供たちにも分かりやすいように口語体に変えたと言っていますが、ぜひ子供たちもしっかり理解できるように、漢字等にルビを振っていただきたいというふうに思います。

また、外国人研修生や外国人の方がかなり村にも入ってきますので、英語表記については大変いいことだと思いますが、もし多言語で表記できるのであれば、多言語でも表記していただきたいということをもって賛成とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私も賛成の立場で討論をしたいと思います。

先ほど村長への質問で、いろいろと、るる説明がありましたけれども、本当にこれは大事なことで、今でももしかしたら村内には、この人権の差別で困っている方もいらっしゃると思いますので、先ほどの村民を挙げてというところを実践していくためにも、村民にも明示するというのがありましたから、スローガンのように広報等で知らせるとか、施策の中でこんなところに生かしましたとか、そういう村当局の思いを広報するというのも要望して、賛成としたいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第16、議案第86号 指定管理者の指定について（にしあがつま地域活動支援センター）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第17、議案第87号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） この工事の変更になったのの理由というのをちょっと、もし、説明を

聞いていなかったのかどうか、その工事変更理由をもう一度説明していただければと思います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

本工事の変更につきましては、本工事は災害復旧工事であります。災害復旧工事ですので、当初設計につきましては、原況復旧ということで復旧設計をさせていただきましたが、その後、査定を受ける中で査定官からも、今までの設計では災害に遭ったわけですので、機能強化をしてもよろしいということで確認をさせていただきましたので、機能強化をさせていただいた中で工事額が増えたということが主な原因となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先日の説明でも、機能強化というのではお聞きしたわけですが、そうすると、現状崩れたところがより強固になって、台風19号と同じぐらいのものには耐えられるというので、原状復旧よりも強化するというので捉えたんですけれども、それがそういう工事だということで、安心できるというふうに捉えていいわけですね。これ以上の強さを持つということで。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） ただいまのご質問ですが、例えば、排水路が水のみ切れずにあふれてしまったようなところがありますので、そのようなところの断面積を上げたり、そのような対応をさせていただきまして、機能強化とさせていただくということで、設計工事費を上げさせていただくということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第88号 物品購入についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第88号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

詳細について担当より説明させます。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇]

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、議案第88号 物品購入について詳細説明させていただきます。

まず、1、取得する動産につきましては、G I G Aスクール用機器でございます。

品名及び規格、数量は、大型ディスプレイ42台、プロジェクター用スクリーン12台、HDMI変換アダプター52個。

契約金額は、869万5,456円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が79万496円です。

契約の相手方は、光山電気工業株式会社、群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町乙872です。

裏面に入札の経過がありますので、参考にご覧ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第19、議案第89号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第89号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

詳細説明につき、担当課長より説明させます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 議案第89号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

- 1、工事名、令和元年災第693・692号普通河川小在池川河川災害復旧工事。
- 2、契約金額1億2,595万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,145万円。
- 3、工事場所、嬭恋村田代地先。

具体的には、田代のつまごいターフさんの事務所の裏側から小在池川の上流にかけてが災害の場所になります。

- 4、契約の相手方、佐田建設株式会社、群馬県前橋市元総社町1-1-7です。

裏面に入札経過を載せてありますのでご覧ください。

工事の概要ですが、河川の災害復旧工事になりまして、ブロック積み工がL=426.1メートル、面積が1,888.6平米です。それとあと、既設のブロック積みの上にかさ上げ工として17.7メートルを予定しております。

工期については、契約工期は令和3年3月19日としますけれども、一応、繰越工事として事業を計画したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、10日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから10日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時04分

令和 2 年 第 8 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和2年第8回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年12月11日(金) 午前10時07分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	加藤康治君
教育長	地田功一君	総務課長	黒岩崇明君
総合政策課長	佐藤幸光君	税務課長	滝沢文彦君
住民福祉課長	熊川真津美君	建設課長	滝沢勇司君
農林振興課長	横沢貴博君	観光商工課長	地田繁君
上下水道課長	宮崎忠君	教育委員会 事務局長	熊川武彦君
会計管理者	宮崎由美子君	地域交流推進 室長	宮崎貴君

事務局職員出席者

議会事務局長 土屋和久 書記 宮崎剛

開議 午前10時07分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

また、傍聴の皆さん、大変今日のご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第8回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（松本 幸君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に請願書、陳情書、要望書を所管の委員会に付託し、審査を願っております。いずれも審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員会へ付託の陳情第4号及び要望第6号から要望第8号、産業建設常任委員会への付託の請願第3号については、所管の委員会ごとに一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） おはようございます。

皆さん、傍聴ご苦労さまでございます。

それでは、総務文教常任委員会の会議結果を報告させていただきます。

当委員会は、12月7日午後1時20分から委員会を開会し、陳情1件、要望3件についての審査と各課からの報告を受けました。

委員会には、議長及び委員6名、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開会いたしました。

最初に、陳情第4号、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、石関貞夫氏から提出された陳情第4号「安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」について審査を行いました。

陳情の趣旨は、新型コロナウイルスによるパンデミックにより医療崩壊の懸念がされていることから、医療の中心的な担い手である公的病院の医師、看護師、介護職員の増員を行うこと、医療・介護・福祉の財源確保を行うこと、地域医療構想の見直しなどを行うこと、社会保障に関わる国民負担の軽減を図ることを国に意見書として提出するよう陳情するものです。

各委員からは、医療従事者は大変な状況の中で対応している。賛成はするが、医療の強化・拡充は財源が必要であることも確かである。趣旨は理解できるとの意見があり、趣旨採択と決しました。

次に、今井区長、石野時久氏と第7分団長、黒岩聡氏からの提出されました要望第6号「嬭恋村消防団第7分団詰所の建て替えについての要望書」について審査を行いました。

要望によると、今井の詰所は昭和57年に建築されたものであり、38年経過し老朽化していることから、建て替えを要望するということでした。

村長より、今年度、田代と干俣の詰所の建て替えを行っていることを改めて報告を受けました。総務課長から、現在要望を受けているのは、詰所の中では最も古い鎌原と大笹の2地区で、昭和51年と52年のものであり、経過年数を考慮して、優先順位をつけて建て替えを行っていきたいとの説明がありました。

委員からは、消防分団員の減少に歯止めがかからない中、活動の拠点となる詰所などの環境を整えることは大事であり、順番を決めて整備をすることは望ましいとして、採択と決しました。

次に、嬭恋高校野球部後援会長、市場裕二氏より提出された要望第7号のバッティンググレージ購入についての要望書について審査を行いました。

要望書によりますと、嬭恋高校野球部は近年、部員不足が課題となっているが、他町村か

ら孀恋高校へ進学を勧めることで、吾妻線活性化にも貢献することができ、孀恋村の活性化につながられるので、腐食等で修理が困難になったバッティングゲージを新たに今年度中に購入していただき、野球部の練習環境を整えていただきたいとのことでした。

この件について、村長より、現在の孀恋高校野球部の現状と孀恋高校へのこれまでの支援についての説明があり、総合政策課長より要望のあったバッティングゲージについての費用などについて説明がありました。

委員からは、高校統廃合の結論が出るまでは支援の姿勢は続けて、存続のためにぜひ購入をしてもらいたいとの意見で、全員一致で採択と決しました。

次に、三原区長、黒岩薫氏より提出された要望第8号 孀恋会館建設に関する要望書について審査を行いました。

要望書には三原区民542名の署名が添付されており、孀恋会館の建て替えについての検討がされる中で、災害時の東部地区の避難所として多くの住民が利用する場所であることや、人の暮らしの近くに必要施設として、なるべく早く現在の場所に建設をお願いしたいというものでした。

なお、孀恋会館の建設については、1年前に同じ要望が出されて、公共施設個別管理計画の策定を待つべき問題として、趣旨採択となっています。

三原区の黒岩議員から、去年に続いての要望であり、542名の署名は地区の切なる要望であることや、孀恋の窓口であるJR万座鹿沢口のある三原地区に文化的な施設があることが望ましいとの意見がありました。

他の意見からは、村全体の公共施設の計画を一刻も早く示して、公共施設整備の優先順位をつけて実行することが必要であり、台風災害、コロナ禍の対応で財政支出が多くなっていることから、財政規律を勘案して具体的に検討するべき問題だとして、今回も趣旨採択と決しました。

その他といたしまして、住民福祉課長から、社会福祉協議会のデイサービスセンター指定管理についての協議の件と、今年度策定作業を行っております介護保険計画、障害者計画、地域福祉計画についての報告がありました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 陳情第4号 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第4号 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書について、総務文教常任委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次の要望第6号について審議を行う前に、地方自治法第117条の規定により、石野時久君の退場を求めます。

[3番 石野時久君退場]

○議長（松本 幸君） 要望第6号 嬭恋村消防団第7分団詰所の建て替えについての要望書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第6号 嬭恋村消防団第7分団詰所の建て替えについての要望書について、総務文教常任委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

石野時久君の入場をお願いします。

〔3番 石野時久君入場〕

○議長（松本 幸君） 要望第7号 バッティングゲージ購入についての要望書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 孺恋高校の部活については、県立高校なので、県のほうも関わっているかなと思うんですけども、その辺では、野球部は県のほうに要望を出したりしているのかというのをお聞きしたいのと、あと、そういう施設の場合、いつも分担割合とか決まっているのかどうか、ちょっと2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務文教常任委員長。

その場で結構です、着席のまま。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） 議長、これちょっと、私では分からないところがあるので、当局のほうに伺ってよろしいでしょうか。

○議長（松本 幸君） 今の質問の話は、委員会では出なかったですよ。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） そうですね。

○議長（松本 幸君） ですから、そこでいいと思いますけれども。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 質問者として、そういった点について、教育委員会とか何か調べていただいて、後日答弁していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第7号 バッティングゲージ購入についての要望書について、総務文教常任委員長報

告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

要望第8号 婦恋会館建設に関する要望書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第8号 婦恋会館建設に関する要望書について、総務文教常任委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 土屋幸雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（土屋幸雄君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月7日に委員会を開会し、請願1件の審査と各課からの報告を受けました。委員会には、委員6名と副議長、当局側からは村長、副村長、関係課長の出席を得て開会をいたしました。

初めに、群馬県ライフル射撃協会会長、岡田榮三氏から提出された請願第3号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願書について審査を行いました。

紹介議員の伊藤議員からの説明では、請願第3号の施設は国体で使われた代わりに利かない施設であり、平成29年に県議会において、全会一致でスポーツ施設として存続することが

決議されたものであることや、猟友会の高齢化などから、若い人を育成するために必要な施設であり、廃止の中止を求めて意見書の提出をしてもらいたいとのことでした。

委員の調査によると、榛東村にあるこの施設はスポーツ専用の施設であり、婦恋村の猟友会は安中や長野の施設を使用して、ここは使用していないとのことでした。

また、資料から、現状維持に年間9,800万円、修理に9億7,000万円かかるという状況であるとのことでした。

村にはライフル射撃場の選手はいないことから、村が廃止の中止を求める意見書の提出を行うことは適当なのかどうか、県の判断に委ねるべきであるという意見が多く、採決の結果、趣旨採択とすることに決しました。

そのほか、各課から報告事項がありました。

農林振興課からは、今年度のJA婦恋村のキャベツ売値及び出荷量の報告、新型コロナウイルス感染症対策として、外国人実習生の代替人材確保に関する農家支援補助事業の状況報告がありました。

また、第22回米・食味分析国際コンクールにおいて、婦恋村おいしい米づくり研究会のメンバーが金賞を受賞したとの報告がありました。

次に、観光商工課より、新型コロナウイルス感染症対策村内事業者支援金などの申請状況の報告がありました。

また、群馬の温泉の中でも人気や満足度から、万座温泉を群馬五大温泉地への昇格を、また、鹿沢温泉を群馬十大温泉へ含めることを情報の発信の強化策として、群馬県観光魅力創出課に要望を行ったとの報告がありました。

総合政策課からは、村内細原地区で夏秋イチゴの生産を行う事業者の紹介がありました。このような企業誘致を進める中で、雇用の促進につながるということを期待したいと思いません。よろしくお願いを申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 請願第3号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は紹介議員として皆様に説明して、ぜひ採択していただきたいという思いを込めて発言をいたします。

まず、先ほど委員長からも報告がありましたけれども、県議会のほうでは、知事から突然10月7日、そういう提言が出されたということで、県民会館をはじめ10施設の継続の審議とか意見を聞く場を持ってほしいという決議が、昨日の県議会で決議案を上げたわけですが、全会一致で。そういう意味では、私たちも県民会館をはじめ、そういう施設は私たちの税金でなっているということから、私は嬭恋村議会からも、ぜひこの意見を上げていただきたいという思いでいます。

その理由として、まず、榛東村のライフル射撃場は、あかぎ国体で使われて、次は令和11年の国体で使われる予定なんですけれども、そういう施設でありながら廃止する方針を出したということでは、やはりその施設がないということでは、群馬で行われる国体でありながら他の県で行われるということでは、県民の一人として、私はやるせない気持ちでいます。

それから、私も猟友会の会長に聞きましたけれども、今現在、猟友会の皆さんは、ここの射撃場は使っていないけれども、例えば高校生がここを使ったりとか、若い人が使ったりして、やっぱり銃に対するマナーとか、そういうルールとかを学ぶ場として、今後の猟友会の若手育成の場として有効であるという理由をライフル射撃場の会長からお聞きしました。そういう意味では、ぜひそういった意味で、広く考えてやっていただきたいと思います。

昨日の新聞で、県議会は、先ほども言いましたけれども、全会一致で意見書を上げることになったら、やっぱり知事も考えて、本当は来年度までには結論を出すと言っていたけれども、広く今後、県民や関係団体の意見を聞いていくということになったので、そういう時期になっていることから、やはりこの嬭恋議会からも意見書を上げることが、村の皆さんの税金も使われている県有施設の見直しを、きちんと村民、県民の声を聞くものになると思いますので、ぜひ意見書を上げていただきたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第3号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願書について、産業建設常任委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（松本 幸君） 日程第2、一般質問を行います。

その前に、すみません、窓際の皆さん、ちょっと換気をお願いします。

佐藤鈴江さんほか4名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 佐藤鈴江君

○議長（松本 幸君） 初めに、佐藤鈴江君さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） ただいま議長の許可をいただきましたので、大きく2項目にわたり質問をさせていただきます。

現在、毎日のようにコロナの感染者が増加をし、第3波と言われております。そのような中であって、村のコロナ対策本部を中心としたコロナにおける対応については、当局の対応に心より敬意を表するものであります。

また、今日の上毛新聞にも、5市において、午後10時以降の自粛要請が報道されておりました。今後、我が村では感染者が出ていない状況ではありますが、さらなる予防対策に取り組み、行っていく必要があると思います。

また、新型コロナウイルスの感染拡大で、国民は外出や接触を控えている中であって、嬭恋村では、未来型都市スマートシティの取組を今年度から導入予定です。このコロナ禍にあ

って、ICT活用やスマートシティ化を積極的に進めていくことは、理にかなったものと考えます。

次の項目にわたり、質問させていただきます。

スマートシティ、ICTを活用した村づくりをどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、人工知能（AI）やビッグデータなどの先端技術を活用し、誰もが便利で暮らしやすい社会を目指すために、防災やエネルギー、健康福祉分野・教育・観光・農業といった問題を、少子高齢化や人口減少が進む嬭恋村にとって、どんなことができるのか、将来の課題や解決にどう対応していくのか、お伺いしたいと思います。また、今回どこまで導入を考えているのか。

次に、セキュリティの問題は最重要課題であり、改ざんなどその防止が、万が一に備えてどうバックアップをするのか。

その次に、今、全国で各自治体に取り組んでいる被災者支援システムについてお伺いしたいと思います。

12月議会初日の全員協議会で来年度の機構改革案が提示されました。国もデジタル庁を創設され、このコロナ禍にあって、大きく推進しようとしています。嬭恋村でも、今回のスマートシティの導入に当たり、役所業務のデジタル化を推進する方向かと考えます。

11月17日の上毛新聞では、前橋・渋川両市が新部署を創設し、市政の目玉となるICTを情報通信技術戦略の推進に重点的に取り組む方針とありました。嬭恋村では総合政策課がこの業務を担うこととなりますが、渋川市では総合政策部政策創造課内にデジタル行政推進室を新設し、各種手続の押印の必要性を点検するほか、マイナンバーカードの普及、電子地域通貨導入の検討をするとありました。全員協議会では、総合政策課長より、来年度に向けての決意の中にも地域通貨を考えていきたいとありました。

また、デジタル化を進めていく中には、リカレント教育も必要になってきます。高齢化が進む中、デジタル化に対するアレルギーもあるものと思います。積極的に時代の変化に対応した社会人として学ぶ場が必要であり、コロナ禍においても新生活様式が求められ、対応しきれない社会情勢があります。町内で連携し、村内の課題解決に向けた生涯学習の取組を今後どのように考えるか伺いたいと思います。

嬭恋村でも来年度機構改革に向け、新しい課の新設は無理としても、渋川市では情報化統括責任者（CIO）の任命をしています。嬭恋村でも、村長は外交をはじめ多方面の業務が

ありますので、副村長もしくは課長に情報化を進めるための権限を与え、大きく情報化を進めていくことが望ましいと考えます。村長のお考えを伺いたいと思います。

次に、高齢者移動手段の制度改正についてお伺いいたします。

現在、お出かけタクシーが、平成30年度から導入して、試用期間中であると思いますが、成果として、免許返納者、独り暮らし高齢者には理にかなった取組と思いますが、タクシーの台数を増やすだけの需要が見込めない中、購入から1年間の有効期間を延ばしてほしいとの住民の声が多くあります。

先日、中之条町の議会を傍聴させていただきました。中之条町では、中之条町福祉タクシー利用料金助成事業の改善が質問されていました。中之条町では、浅白観光と業務契約をして実施していると話されております。タクシー利用の向上に向けて、吾妻郡内広域的に網羅した取組を提案したいと思います。

電車で原町や中之条へ行ってタクシーを利用した場合であっても、契約したタクシー会社であれば嬭恋村に請求できるようなことで、大きく村民の利便性向上につながると考えます。村長の見解をお聞きしたいと思います。

以上、大きく2点にわたって質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） すみません、窓を閉めていただけますか。

佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

憲法41条に、国会は国権の最高機関である、唯一の立法機関であるとうたわれております。私ども行政当局側につきましては、予算編成をし、議会の承認を求めて、その予算を執行するという執行側でございます。

また、傍聴席、村民には公に開かれて、いつでも誰でもが傍聴できる状況でございます。またの機会を見て、いつでも傍聴をしていただけたらと思います。

それでは、佐藤鈴江議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして2点ございました。

まず、第1点目のICTやスマートシティなどデジタル行政の推進についての考えをお聞きしたいという趣旨でございました。

まず、スマートシティ構想につきましては、私どもが総務省に申請をして、全国で6地区認められた制度でございます。しっかりと内容を充実し、中で検討会議を重ねて、担当部署がおりますので、しっかりと対応し、中身の濃い政策を執行してまいりたい、こう思っております。

まず、活用した村づくりをどのように考えているかというご質問でございました。

スマートシティとは、国土交通省の定義によると、都市が抱える様々な諸課題に対して、ICTなどの新技術を活用しつつマネジメントが行われ、全体的に最適化が図られる持続可能な都市または地区となっております。本村でも、あらゆる分野が最適化できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人工知能やビッグデータなどの先端技術を活用し、孺恋村では防災・健康福祉・教育・観光・農業といった分野で、どのようなことができるのかのご質問でございますが、それぞれ一例になりますが、まず防災分野につきましては、本年度、システムの構築を進めておる最中ですが、情報収集と情報共有を強化することで、災害対応のレベルアップができると思っております。

健康福祉分野では、ICT技術を活用した活動量計などにより、フレイル予防の推進が期待できます。

教育分野では、遠隔授業や遠隔地とのオンライン交流なども可能となると思います。

観光分野では、言うまでもなく、旅行予約や現地の情報提供などが効率的にできるようになると思います。

農業分野では、最近スマート農業と言われておりますが、ドローンや自動運転のトラクターなど人工衛星を活用した農作業の省力化や、人工知能の活用により経営面のサポートも可能になると思います。

次に、③の現在取り組んでいるスマートシティは、どこまでの導入を考えているのかのご質問でございますが、総務省のデータ利活用型スマートシティ推進事業の採択を受け、統合データベースの構築及び防災、コロナに対する情報収集・情報発信システムの構築を予定しております。このシステム上で、災害時における被害状況や避難所の状況を統合データベースに集約し、システム利用者が早期に情報共有できることを目指しております。

また、雨量や河川水位、周辺の道路情報など、関係機関が公開する各種データも簡単に確認ができるシステムを予定しております。次年度以降は、システムの改善と観光・農業分野での活用を目指していく予定であります。

次に、4点目のセキュリティーは問題ないのかとのご質問でございますが、受託者に対して、婦恋村情報セキュリティーポリシーを遵守した対策を講じるよう指示しております。また、受託者からの提案として、各アカウントに権限を設定し、各種機能や管理するデータの利用範囲を制限することや、通信の暗号化、ファイアウォールを設置し不正アクセスから守るなどの提案をいただいております。

次に、5点目、被災者支援システムについてでございますが、災害が発生した際には、被災された住民の保護・支援について速やかに対応しなければならず、被災者支援システムの活用は、被災者の情報を収集・整理・集約していくには効率的な手段であると考えております。

今年度のスマートシティ推進事業に組み入れられる災害対応業務は、避難所関連システムや緊急物資管理システムと同様のものが組み込まれていると認識しておりますが、先進事例も参考にしながら、婦恋に適したシステムを構築していきたいと思っております。

次に、デジタル化が進む中で、高齢者が対応できなくなるという問題も出てくるのではないかとのご質問でございますが、言われますとおり、全ての住民がICTを活用することで便利に生活できるように支援していくことが、今後重要な課題となってくると考えております。

次に、渋川市のように情報化統括責任者（CIO）を任命し、デジタル化を推進していくのがよいのではないかとのご提案でございますが、村では限られた職員を最大限に活用し、効率的な行財政運営を行うという観点からは、来年度機構改革を予定しておりますが、成果が出るよう検討してまいりたいと考えております。

もう一点でございますが、来年度の機構改革において、渋川は情報統括責任者を任命しておると。婦恋村でも、村長は外交をはじめ多方面の業務があるので、副村長もしくは課長に情報化を進めるための権限を与え、大きく情報化を進めていくことが望ましいと考えますということで、村長のお考えをというお話でございました。

ご指摘のとおりでございますが、先ほども答弁させてもらった関係ですが、何とか情報発信につきましては、現在では、庁内に情報発信プロジェクトチームを立ち上げております。この部隊を中心に、1月までに機構改革の中にも組み入れて、情報発信にしっかり努めてまいりたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

〔「ちょっとすみません、ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 村長。

○村長（熊川 栄君） 大変失礼しました。

大きな2点目、お出かけタクシーの制度改正についてのお答えをさせていただきます。

お出かけタクシーの制度改正についてご提案をいただきました。

現在までの利用状況でございますが、平成30年の利用件数は900件、令和元年度は1,727件、今年度は11月末現在で1,430件と年々伸びております。

また、現在までの有効期限内におけるタクシー券利用率は80.6%であり、今後も徐々に伸びていくものと予想しております。

登録者の増加と、徐々に使い慣れてきたことが考えられますが、村の財政負担も増加していくこととなります。有効期間の延長については、以前も回答させていただいておりますが、さらに経過を見て判断したいと考えております。

また、東吾妻町や中之条町のタクシー会社とも提携したらどうかのご提案でございますが、補助要綱では、出発あるいは到着が村内であることが基本となっております。今年度において、11月末までに東吾妻町、中之条町方面まで利用された件数は23件となっております。

現在の利用状況ですが、中之条町で浅白観光自動車株式会社に迎えの電話をすると、中之条営業所から迎えに来るようになっております。現在3社と協定を結んでおりますが、郡内はどこでも利用できることを認識しておるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、着座のまま失礼しますが、スマートシティの有効活用していくためには、マイナンバーカードの普及率を上げていくことが望まれると思いますが、今日現在までのマイナンバーカードの普及率と、今まで平成26年度からマイナンバーカードを導入したわけですけれども、導入したときの経費、かかった予算というか経費を教えてくださいたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問ですけれども、マイナンバーカード交付に係る事業費でございますが、26年度からというご質問でしたが、大変申し訳あ

りません、27年度から令和2年度までの合計で1,350万5,000円、これにつきましては、国が100%補助してくださることになっております。

また、マイナンバーカードの交付率ですけれども、11月末現在で、孺恋村で交付した枚数は1,382枚になっておりまして、交付率としましては14.9%となっております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） このマイナンバーカードの交付率を上げていくためには、やはり交付を受けた人がメリット、交付を受けてよかったという、そういった実感がないと、なかなか交付が進まないと思いますが、そういった中で、行政手続の電子化だけではメリットを感じにくいところがあると思いますので、そういったところで、住民のメリットとなるマイナンバーカード活用とか、またマイナンバーカード交付に当たって、足の不自由な人とか高齢者の人のために出前をして、そういった交付を促していくような取組を考えているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、マイナンバーカードにつきましては、確かに県の平均から比べても、孺恋村は交付率が低いということで、村長のほうからも、ぜひとも交付率を上げろということで、まず村内の大きな事業所に対して、従業員の方に交付していただくようお願いしまして、JAさんにはお願いしたところです。

また、商工会のほうからも、会員の方々のマイナンバーの交付についてということで、ご協力させていただくということで、パンフレット等をお配りさせてもらっております。

今ご指摘いただきました、出張してマイナンバーカードの交付をとということですが、それについては国のほうからも、そういったところで補助があるということなので、今後、できる限り対応していくのがいいのかなとは考えておりますが、現在のところ、それについての計画等はございません。

以上です。

○議長（松本 幸君） じゃ、補足。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ただいまの佐藤議員の質問に補足をさせていただきます。

今、担当課長が申したように、嬭恋村は35市町村、群馬県下でございますが、普及率が悪いほうから2番目という実態がございました。

庁内でも、月例朝礼でも課長会議でも、これを何とかもう少し普及率を上げようと、そして総務省の諸事業、いろいろお世話になっているので、我々もやるべきことはやって、総務省の補助事業、あるいは、さっき言いましたスマートシティの事業、こういうものも、お互い連携してやっていこうという話を指示しておるところでございます。

また、ご存じのように、公知の事実になっておりますが、来年3月以降、国民健康保険証に代わるマイナンバーを使って健康受診もできるという話であります。昨日の国のほうの動向を聞いておりますと、いずれ免許証についてもマイナンバーカードを活用できるという、そういう方向で現在動いておるところでございます。

しっかりと国の情報等確認しながら、マイナンバーカード取り組んでまいりたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） マイナンバーカード交付に向けても、やはりセキュリティーの問題とか、そういうことを心配されている方も多くいらっしゃると思います。

その中で、福島県会津若松市においては、スマートシティ会津若松のイメージとして、オンライン診療とか、またはテレビ電話を使ってのオンライン診療、またはLINEを活用して人工知能が市民の問合せに対応する、そういったことを対応されているそうです。

その中であって、会津若松の大きな特徴としては、マイナンバーカードと、同意を得ているということです。住民の方の同意を得て登録をしているというようなことがあると思いますが、やはり今後、嬭恋村でもしっかりと、そういったところの住民の啓発活動に向けての同意とか、また、そういったPRも含めながら住民に了解を得ていくと、そういう体制づくりが必要ではないかと思いますが、その辺について、村長の見解を伺いたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

一番問題なのは、やっぱりセキュリティーだと思っています。セキュリティーが完璧に安全でないところには、なかなか住民も、マイナンバーカードを持つ、あるいは健康保険証に代わるといっても、免許証に代わるといっても、情報が流れるのであれば、非常に不安に感じて普及が進まない、ということだと思っています。課題はセキュリティー体制をどう

するか。

現在、来年9月にはデジタル庁をつくると、縦割り行政を打破し、全てのICT、あるいはデジタル情報関係は一本化すると。これは47都道府県、あるいは全ての市町村を、デジタル庁と一体的な、一本化された体系的な情報体系をつくるという方向で動いておりますので、その辺も併せて、我々検討、当然していくわけですが、何と云っても、佐藤議員ご指摘のとおり、セキュリティーだけは我々も我々なりに、しっかりと今、勉強をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

もう一点、村民の同意ということは、セキュリティーがしっかりしておれば同意は得やすいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今年度、どこまで導入を考えているかということですが、防災・コロナに対する構築をしていくということですが、総務課長にお聞きしたいと思います。

被災者支援システムについて、どのように認識をしているかということをお聞きしたいということと、今、村長の答弁の中にも、備蓄の在庫管理とか、そういったことはスマートシティの中でもできるということですが、やはりこれは総務省から無料で提供されているアプリであると思っておりますので、その辺の活用、現在まで考えたことがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） ただいまの被災者支援システムなんですけれども、被災者支援システムの概要として、まず被災者の氏名、住所などの基本情報、それから被災状況の一元管理、それから罹災証明の発行ですとか、あと義援金の配布、各種支援金の給付などのことに利用しているようでございます。婦恋村では、まだこのシステムの導入はしてございません。

ただ、今後、こういったもののシステムと、違ういろんなシステムの連携ができるようでございますので、その辺も含めて、また、今回のスマートシティの関係もありますので、その辺も含めて検討していきたい、こんなふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、この被災者支援システムというのは、阪神・淡路大震災の被災に対して導入されたものであります。コロナ禍にあつて、もちろん今、総務課長より答弁のありました被災者の氏名、住所など基本情報を入力することによって、今回の定額給

付金の給付についても、いち早く導入をしている自治体にあつては、取組ができたという事例もありますので、やはりこの辺については、庁内一体の連携が必要だというふうに考えます。

そのために、総合政策課長のほうで、今現在、防災・コロナ対策に対する構築というのはどこまで考えているのか、総合政策課長にお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの質問ですけれども、防災対策のあれですかね、ちょっと抽象的かなと思ったんですけれども。

○5番（佐藤鈴江君） 村長の答弁の中に、防災・コロナ対策に対する防災なんかの構築をしていくという答弁があったと思いますが、それに関連して、孺恋村ではどこまでそれをやっていくのかということをお聞きしたいと。

○総合政策課長（佐藤幸光君） ちょっとコロナも含まれるんですけれども、まずは、何か災害があったときに災害状況を収集すると、それを分析して、情報共有を関係者にすぐすると。それと、あとは、避難所の開設が必要であれば避難所を即開設をして、避難所のまた運営状況なども関係者がすぐ共有できるということで、皆さんの命や財産とか、あと防災というところに目的を持ってつなげられればということで、今進めております。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、次に、やはりデジタル化を進めていくに当たり、戦略の立案や専門的能力を持つ人材の配置など、強力な実行体制が必要だというふうに思います。

先ほども、情報統括責任者を任命したらどうかということでありましたが、この中で、庁内プロジェクトチームがつくられているというお話でありました。その中で、そのチームの責任者はどなたなんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 情報発信のプロジェクトチーム、庁内に立ち上げて、既に五、六回は会議をしておると、ちょっと後で、また具体的なものはお答え、佐藤議員には示したいと思います。総合政策課の係長がチームのキャップをやって、それを統括するのは総合政策課長であります。各課から、情報通信に詳しい人間と言つては何なんです、各課からご推挙

いただいた人間、全体的で11名か2名ぐらいだと思いますが、会議を継続して努めております。

ここを中心に、ICT、あるいはAI、あるいはデジタル関係、しっかりと勉強させていただきまして体制を整えてまいりたい、こう思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） やはりデジタル化を進めていくに当たっては、庁内縦割り行政が、まだまだ改善をされていないというふうに思います。その点に関して、庁内を連携した、やはりデジタル化に対して、私もアナログ人間ですけれども、村長もそんなに私と変わらないと思いますので、その辺に関して、やはり情報にたけている、そういった方をきちんと、副村長なりをきちんと責任して業務を進めていく、縦割り行政を、庁内連携をできるだけ情報の判断ができる、そういった権限をやはり与えていくことが大事だというふうに思います。

それには、職員の資質を上げることもつながると思いますし、人材育成の観点もあると思いますので、村長にもう一度、その点に関してご決意をお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ICTは大変重要な、これからの政策課題だと思っています。

国はデジタル庁を設置すると、またマイナンバーカードを、セキュリティーも踏まえて来年やるということであります。

そういう意味で、庁内においても、今までも、就任以来、孺恋村内で、コンピューター関係でランニングコストが8,400万円かかっておったと。各課から全部合わせますと、予算の中で8,400万円がデジタルの維持管理費用で取られているということでした。

吾妻郡内では現在、私たまたま、不肖、町村会長をやっておりまして、吾妻郡の情報については連携した形で、基幹系と情報系と、あと上下水道課の料金体系、これらのコンピューターシステムを統合して安くしようということ、かれこれ6年ぐらいやってきましたが、今後も改めて、こういう大きな流れが転換期を迎えておりますので、よりほかの地区とも連携しながら、また県ともやっていく体制が必要だと。こういう観点から、今までは情報系は情報系、基幹系は基幹系ということでやってきましたが、議員ご指摘のとおり、今こそしっかりやるべきだと思っておりますので、今までもやってきていますが、4月以降は、さらに体制をしっかり組んで取り組みたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 大変前向きな答弁をいただいたわけですが、やはりデジタル化を進めていくためには専門的な知識が必要だということでもあります。

そのために、私としては、一般職の任期付職員の採用等も考えていく、それは来年度以降でいいと思いますが、そういったところを考えると、やはりデジタルや情報化に対する専門的な職員の育成という観点からも、そういった職員の任用で情報化を進めていくということが大事だというふうに思います。

それで、その次に質問させていただきたいと思いますが、教育長に質問させていただきたいと思います。

誰一人取り残さないデジタル化が不可欠だと思います。障害者や高齢者、情報弱者への支援が求められている昨今であると思います。そういった観点から、やはり社会人の、このコロナ禍にあっても、在宅勤務やそういったところで、情報更新の中で、そういったオンラインの社会教育で講習をしているというところもあります。そういったところの取組を今後どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

生涯学習の推進ということになるかと思いますが、実は来年度から5年間を期間として、新たな婦恋の教育振興基本計画、これを今作成中であります。その婦恋の教育振興基本計画の中に基本施策、項目の8というのがありますが、そこには生涯学習社会の構築を掲げています。

目指す大人像、学ぶ喜びを味わい、自らを高め、豊かに生きようとする大人と、こういった形で、これを目指して、その重点的な取組としては、多様な課題に対応した学習機会の充実、これを位置づけています。その取組には、ICTを観点とした環境整備はもちろんなんですが、ICTを活用した多様な学習機会というようなところで考えています。

このためには、人材確保、これが必要になりますので、その有効活用、そして人材育成というのが、今後課題になるかと思いますが、共に必要なことは、学校・家庭・地域社会、そして関係部署、さらには関係機関が、それぞれの役割と使命感を持って連携して取り組まなくてはいけないと思います。

環境、そして、それを指導する指導者、あるいはそこに携わる関係各位、こういったものを層を厚くするとともに、こういった研修を含め、日常的なそういったつながりを持ちなが

ら実施していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） やはり社会人の方々は、時間的制約の多い社会人であります。そういう状況下を考慮し、動画による講座の配信を厚くしていただきたいというふうにも考えますし、また、そういったところが今後、携帯等も普及をしておりますし、そういったことも取組ができるのではないかなというふうに思います。

そういったところの取組を来年度以降していく考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

実は、このICT化、要するにGIGAスクール構想、学校現場においては、これを今進めている最中であります。

当然、リモート学習、あるいはオンライン学習と、こういったことを積極的に進めていく中で、環境整備はもちろん、学校内における活動というのを考えているわけですが、そういった部分については、まだまだこれからかというふうに思います。

当然この中には、動画配信、あるいは双方向のやり取りというものもあるわけなんです、こういったものを基にし、あるいはそういったものを基盤としながら、今後、成人、あるいは多くの年齢層、幅広い年齢層においても、そういった機会が持てるように準備をしていきたいなというふうに考えます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、2017年の株式会社リクルートマーケティングパートナーズの調査の結果によると、やはり20代から60代までの人が学習実施率があるということになります。その中で、学ぶ人と学ばない人の二極化があると。

そういった中で、要するに学ぶ人、興味のある人は、積極的にそういうところにも参加をするんだけど、そうでない人たちが、やはり半分はいらっしゃるということでもあります。そういった人の啓発活動もしっかりしていただくということが大事だと思いますので、その辺については、今後そういった専門分野の人材を確保するとともに、そういった方に寄り添えるコンサルが、やっぱり必要なんだというふうに考えますが、その辺についても、そうい

ったところの、民間のそういう能力を持ち合わせている人の活用、そういったことを考えているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） お答えいたします。

人材、先ほど言いましたように、育成も含めて確保ということなんですが、なかなか婦恋村内においてということにおいては、なかなか難しさもあるかと思うんですが、一つとしては学校の職員とか、あるいは今、そういったICTがメインというか、大切にされている中で、担当というんですかね、ICT、そういった担当者、そういったものも各学校に配置していくような方向になっています。

そういった学校の職員、さらには、やはりいろいろ民間等も、そういった形で、今たくさん発信されていますので、そういったものをうまく活用できればして、できるだけそういった横のつながりも含め、村民がそういったものに接していけるような方向をぜひ模索していきたいなというふうに考えます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） デジタル化に向けての質問は、これを最後にさせていただきたいと思いますが、コロナ禍で観光関連の産業や雇用が大変影響を受けていると思います。そういった中で、自然災害や感染症などの多様な危機に対応できるような事業継続計画（BCP）の対応とも、今朝、住民福祉課長のほうからも報告がありましたが、観光協会と連携した体制を構築し、復元力を高めるために、しっかりとその辺は頑張ってもらいたいということをお願いしたいと思います。

次に、高齢者移動支援についてですが、先ほど村長の説明の中から、婦恋村からの発進、また到着を、お出かけタクシーの支援対象としているということでありました。

それで、中之条町も浅白観光で、婦恋村と同じ会社を指定しているということでありましたから、そういった観点で、今先ほど、中之条町から浅白を呼んで、婦恋に帰ってきた場合は支援の対象になるということですね。

そういった観点からすると、例えば軽井沢町に婦恋村からタクシーが行った、軽井沢町から婦恋村に帰ってくるといった場合も、上田とかそういったところの近隣町村とも、そういったタクシー会社との、例えば連携をして、契約提携をしたら可能ではないかというふうに

と思いますが、その点について、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） お出かけタクシー制度ができて、非常に喜んでいらっしゃる方がいらっしゃいます。現に、軽井沢まで行って帰ってくる方もいらっしゃいます。中之条まで行って帰ってくる方もいらっしゃいます。非常に喜んでいて、非常にまた利用者も、累計ですけれども増えてきておるとい状況かと、基本的には認識しております。

今後、今、軽井沢あるいは上田のほうとのタクシーの相互交流みたいなことを検討課題かと、どうでしょうという提案をいただきましたが、ちょっと調査をさせていただけたらと思っております。

ただし、無制限にというわけにもいかんという部分もございます。なぜかという、特定の方が何回も利用している方もいらっしゃるやに伺っておりますので、特定の方が相当使っている方も、中にはいるということもちょっと聞いておりますので、無制限にどんどんそれを広げていって、果たしていいのかなという、課題もあるのかなという気もしております。

その辺も含めて、利便性を高めて、本当に困っている方が、お出かけタクシーを利用することによって生活基盤が支えられるのであれば、前向きに検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 総合政策課長にお聞きします。

今、利用されている方が偏っているという村長の答弁でありましたけれども、お出かけタクシーに関しては上限が定められていると思います。その上限以上は使えないということになっているんだと思いますが、その辺の認識はそれでよろしいのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの質問ですけれども、5,000円を出していただくと5万円分使えるという中で、距離に関係なく、その範囲内でご利用いただけます。年間2冊ということで、1万円分10万円分、実質9万円分利用できるということで自由に使えます。

ただ、ちょっと先ほどの質問なんです、軽井沢町、それから上田市方面も利用がございます。今年の4月以降ですけれども、軽井沢町方面は14件、上田市方面も15件ということ

で、村長言われるように固定化されている方もいるかと思うんですが、一応そういったニーズもございます。

あともう一点、上田、例えば軽井沢から迎えを呼んだ場合、今、初乗り運賃600円で迎えに来てもらえるということがありますので、あらかじめ何時頃迎えに来てくれということで予約をしていただければ、浅白観光、それから草津観光さんが、その時間に600円で迎えに来てくれると。そういうことですので、そういった意見も伺って、今後検討したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今は試用期間というふうに聞いていますので、いつまでを試用期間とするのかということと、それに、今利用されている方が、迎えに何時までに来てくださいといえ、上田・軽井沢方面に迎えに行くということで、そういった対応ができているというふうな答弁だと思いますが、やはり当局の答弁の中に、要するに、そうやって出ていってしまうと、タクシーの台数が今4台と私はお聞きしているわけですが、それが出払ってしまうと、電話をしてもタクシーを頼めないという状況もあると。需要が増えなければタクシーの台数が増やせないということでありましたので、その辺の矛盾が生じてくるんではないかというふうに思いますが、いつまで試用期間として、いつまでに結論を出すのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

[総合政策課長 佐藤幸光君登壇]

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、利用が増えるとタクシーの台数も増えるということで、どちらも比例関係、右肩上がりになるのを理想として、この制度を始めたところなんですけど、まだ今そういった、出払って利用できないということもあるかと思っておりますので、この辺は、理想どおりにいってもらうのを今、見守っているというような状況です。

先ほど村長のほうからも答弁ありましたけれども、有効期限内の今の使用率が80.6%ということです。このままもう少し数字が伸びれば、1年以内の有効期間でいけるかなとは今考えております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 最後に、お出かけタクシーの質問をさせていただきたいと思いますが、

村長に質問させていただきたいと思います。

お出かけタクシーで軽井沢・上田方面を利用されている方がいらっしゃると、14件、15件という形でしたが、その間、約束をして、何時までにお迎えに来てくれれば、そこに伺うということで、村内のタクシーが行くんだと思いますが、そういったところの長距離に当たってのお迎えに行ったときに、結局村内でのタクシーの台数というのは少なくなってしまうわけですね。

そういうことを考えたときに、やはりしっかりと、例えば向こうのタクシー会社と契約をすれば、その場で向こうのタクシー等乗って帰ってこれて、こちらには待機することができるという状況があると思います。そういうことをしっかりと検討していただいて、今後の取組をしっかりとお願いをしたいと思いますし、また、これから高齢者が、ますます高齢化率が上がって行く中であって、こういった需要がしっかり増えてくるとと思いますので、高齢者の移動確保、またお出かけ支援をすることによって、健康長寿な村づくりができるというふうに思いますので、検討をお願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今現在、頼んでおるタクシー会社は、浅白観光さんと草津観光さんのタクシーでございます。その前は第一観光さんがあったんですが、現在廃止ということでございます。

また、今、佐藤議員のご指摘のとおり、軽井沢には軽井沢のタクシー会社が、上田には上田のタクシー会社がございますので、一応検討させてください。有効性があるのかどうか、そういうことが可能かどうかは必ず検討させていただいて、需要見通しも確認させていただきながら、また進めてまいりたい、こう思います。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今まで2項目にわたって質問させていただきましたけれども、やはり行政の縦割り化というのは、今現在、しっかりとあるというふうに思っています。

その中であって、やはりそういったところの庁内の情報共有と同時に庁内連携をしっかりと進めて、デジタル化についても、またお出かけタクシー等も、いろいろな問題点があると思いますが、庁内でしっかりと協議をしながら取り組んでいただきたいということをお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松本 幸君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

もう一度換気をお願いします。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（松本 幸君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

傍聴に来られた皆さん、年末のお忙しい中、足を運んでいただきまして、ありがとうございます。

今、世界でも日本でも、新型コロナウイルス感染拡大のことが大きな問題になっています。このような中、村が行う仕事は、感染拡大を抑えること、新型コロナ感染により仕事を失った方、売上げが減った業者の方々など、影響を受けた皆さんへの援助を行うことだと思います。

私は議員の一人として、新型コロナウイルス感染拡大により様々な形で影響を受けている方々の力になり、安心して年越しができ、新しい年を迎えられる一助になれば幸いと考えています。その思いを込めて、そして、いつでも村民が主人公の立場を込めて質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染対策についてです。

先日の行政報告でお話があったように、今、新型コロナウイルス感染対策は待ったなしの状況です。村長は常日頃から、村民の命・財産を守るのが第一の仕事と話されています。まずは新型コロナウイルス感染を広げない対策が必要です。

私も村民の命・暮らし・経営を守る立場で、4点について質問します。

1つ目、インフルエンザワクチンの補助を求めます。

長野原町、草津町は、19歳から64歳までの接種者にも補助を行っています。同じ西吾妻地域に住んでいる村民からは、婦恋村は補助がないのかしら、1人4,500円は結構大変なんですよという声が届いています。

私は10月において、10月の議会的时候、12月議会での補正予算に計上すること、検討することを要望し、また、遡ることも要望しておきましたけれども、その後、当局が検討されたのかどうか、その経緯と、この件の予算化についての考えをお聞かせください。

2つ目、9月議会でも要望しましたが、介護の現場、教育現場、保育現場など、感染確率が高いと不安視される現場を優先にPCR検査を行うことを求めます。このことに関しては、11月19日に厚労省から、高齢者施設等での検査を徹底するように事務連絡が発出されていると聞いております。検討することを求めます。

また、発熱など症状がない方でも、PCR検査を希望する方への補助を求めますが、考えをお聞かせください。

3つ目、村内事業者がコロナ感染を防ぐための対策を行っていることに対する援助を求めます。この件も、同じ西部吾妻地域で実施されていないのが嬭恋村だけですので、村として温かい手を差し伸べていただきたいと考えます。ぜひお答えください。

4つ目、新型コロナウイルス感染拡大により、村内事業者も従業員を自宅待機にしたり、一時解雇したりしている状況も聞こえています。そのため、収入が減ったり、なくなったりし、多くの村民が日々の暮らしにも影響を受けています。そのような現状に、村の援助として、冬期間、灯油代を援助することを求めます。村長の考えをお聞かせください。

2点目の質問、太陽光施設整備に対策を求めるについてです。

今でも太陽光設備の工事が、あちらこちらで見受けられます。別荘地域に移住してきた方からは、何の説明もなく、目の前に突然太陽光のパネルが広がって驚いているとか、あんなに木を伐採して、今後、台風や大雨など自然災害は大丈夫だろうかという声が届いています。また、太陽光施設のパネル下の管理について、除草剤の心配の声が寄せられました。

前回のこの質問では、景観保護地区の対応と同じように、工事前の説明をしてほしい、景観を守るために設備の周りに緑地帯を設けること、事業をやめたときの廃棄処理の義務づけなど条例にぜひしてほしいと求めましたが、村長からは、所有者に対しては求めにくい等の理由で、対策を取る答弁はありませんでした。

しかし、村は今、移住・定住策の場所として、別荘地域を中心に進めるとしています。都会から嬭恋村に移住する理由は、自然景観のよさ、おいしい空気と水が挙げられています。今後の移住・定住策の取組を進めるためにも、村は別荘地域をはじめ、村の景観を守る条例を策定することが必要だと考えます。

あわせて、下流地域に安心な水を供給するために、パネル下の除草についてと土砂災害防止のために、パネル下を雑草地というんでしょうか、雑種地にするかについて、事業者との話し合いを行うことを求めるものです。村長の明快な答弁をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（松本 幸君） すみません、窓を閉めていただけますか。

伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、新型コロナウイルス感染症対策についてと太陽光発電設備に関する件でございました。

まず、第1点目の新型コロナウイルス感染対策についてにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目、19歳から64歳の方に対するインフルエンザ予防接種補助金についてでございますが、伊藤議員もご承知のとおり、今年度につきましては、65歳以上の方は群馬県の助成を含め、自己負担なし、無料でございます。

また、嬭恋村では今年度、高校生以下、18歳以下のお子様につきましては、及び妊婦さんにつきまして、昨年度は自己負担額1,000円で予防接種を受けることができました。接種費用から自己負担額1,000円を引いた残りの額を村が助成しておりましたが、今年度は全額村が助成させていただくよう、専決で議会のほうの補正予算をお願いし、ご承認をいただいたところでございます。

端的に結論を申しますと、インフルエンザにつきましては、ワクチン接種をするにつき、65歳以上は無料で受けられます。18歳以下並びに妊婦につきましては、無料で受けることができるということでございます。

草津町や長野原町では、全年齢の方に助成を行っていることについてということでございますが、それにつきまして、村としても承知しておるところでございます。

今回の助成につきましては、村といたしましては、以前にも説明させていただいたかと思えますけれども、国が供給するインフルエンザワクチンの数量は限られているわけでありまして、無限にあるものではございません。今年度は、新型コロナウイルス感染症と同時流行を懸念し、例年より多少多めの供給だと聞いておりますが、村内の2つの医療機関におきましては、例年並みの本数の入荷しかないということでございます。これが現実でございます。

厚生労働省では、インフルエンザワクチンの予防接種においては、10月初旬は高齢者を優先して接種を行い、次に子供たちに接種をするよう、医療機関に協力依頼を行っておるところでございます。これは、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重

症になりやすい方を対象にワクチン接種を行い、重症者を増やさない、または本来必要な方にワクチン接種が届くようにということでございます。

このようなことから、村では19歳から64歳までの方に対しインフルエンザ助成をすることにより、国が接種を勧める年代の方に対するワクチンが不足することを懸念しておるところでございます。その年代への助成は行わないことと、現在ではしております。ご理解をいただけたらと思っております。

なお、ワクチンが十二分にあるということであれば、今後検討するという事は、議会でも既に述べてきておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、介護・教育・保健現場等に優先にPCR検査を行うよう求めますというご質問でございますが、PCR検査を希望する人に補助を求めますということでもございますが、現在、吾妻地域には、2か所のPCR検査センターが稼働しております。県内の各医療圏で2か所のPCR検査があるのは、この吾妻地域だけだと聞いております。このことから、検査体制は万全だと考えております。

また、感染が心配な方に対する検査体制は、感染拡大が心配された頃に比べれば、格段に検査しやすい体制となっております。PCR検査自体も保険適用となり、医師が検査が必要だと認めた場合は、初診料など一部を除き、公費と保険給付費で対応できる状況でございます。

また、安易な検査希望は医療機関の負担が大きくなり、医療体制の崩壊をも引き起こしかねない状況となると考えています。

また、議員もご存じのとおり、PCR検査は検査時点での感染状況が判明するものであり、一度陰性になったから大丈夫という検査ではございません。補助を行うにも対象者、回数など、多くの検討点があると考えております。

このようなことから、PCR検査補助につきましては、今後の国・県などの動向を注視しながら検討してまいります。よろしく申し上げます。

次に、村内事業者へのコロナ感染症防止対策に対する援助をとのご質問でございました。

これまで嬭恋村では、状況に応じ、商業を守る商品券、子供を守る商品券、両方合わせて5,000万円、農業を守る支援金、これも5,000万円、観光を守る支援金、企業を守る支援金等、これも4,000万円等の感染症防止対策に対する支援をできる限り講じてきておるところでございます。

また、固定資産税支援に関しましては、ほかではない支援でもございます。合計6,380万

円ほどの支援を予定しておるところでございます。

このように、各町村での感染防止対策に対する支援は、それぞれ異なっているのが現状であることから、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、日々暮らしにも影響を受けているので、冬期間、灯油代を援助することを求めますということでございますが、婦恋村では平成19年度、20年度に、原油価格の高騰により暖房費の負担軽減を目的に、高齢者世帯や障害者、ひとり親世帯などを対象に灯油券を発行した経緯がございます。このときは、全国的に灯油の補助を行っておりました。

これから寒い季節になり、暖房が必要となり、また、コロナ対策として換気も必要だと言われておりますが、暖房の手段も多様化しておりますので、今後検討していきたいと思っております。

続きまして、太陽光施設整備に対するお答えをさせていただきます。

現在、国内で販売されている除草剤は、農薬取締法に基づきまして、農薬の作物残留、土壌残留、水質汚濁による人畜への被害や水産動物への被害を防止する観点から国が定めた基準がございまして、これを超えないことを農薬ごとに確認して登録されておるところでございます。

使用に当たっては、除草剤ごとに定められた使用方法などを遵守して使用することが大切となりますので、事業者に対して注意を喚起しておりますし、今後も喚起してまいります。

第2点目、土砂災害防止のためのパネル下を雑草地にすることについてのご質問でございました。

婦恋村開発条例の一般的許可基準で、開発条例14条の1になりますが、崩落が心配されるのり面等における樹木の保存や崖地の崩落対策等を講じることと規定しており、許可条件としておるところでございます。

また、開発条例の適用外の箇所においても、太陽光パネルの設置場所でのり面崩落が心配されるような場所につきましては、のり面保護を目的として、芝張り等を実施するよう指導をしてきておるところでございます。

第3点目でございますが、移住・定住政策を進めるために景観を守る条例改正が必要ではないかというご質問でございます。

現在、婦恋村景観条例におきましては、平成27年より施行され、条例の目的として、婦恋村の美しい景観を保全し、住民等が愛着と安らぎを感じることができるとともに、良好な景観を将来に

わたって受け継いでいくためとしております。

今後も移住・定住者が増えていくことも踏まえまして、村民の意見や他機関等の状況を考慮しながら、条例改正の是非等を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 大きな課題の①番ですけれども、このことについては10月に、確かに19歳以下と65歳以上の件を説明して、補正予算を組んだのを記憶しています。そのときに私は、草津町も長野原も、その間の19歳から64歳も補助しているから、ぜひ12月議会の補正予算に組むように、遡ってもやれるようにという要望をしておいたところです。

先ほど質問したように、その件について、どのように検討されたのか。村長の今の説明は10月の臨時議会のときの説明と同じで、インフルエンザワクチンの供給数が間に合うかどうかという懸念もあるのでと言いましたけれども、他町村に行っても受けられるわけですし、そういった点で、それでは草津と長野原町が補助していて、行って受けるから吾妻郡内が足りなくなったのかどうかという、そういう実態なんかの報告とかあったんでしょうか。

私は、皆さんが受けているので、受けたことに対する補助をお願いしているだけなので、そのことをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員、一問一答ですので、一問で。

○9番（伊藤洋子君） 今のインフルエンザのことだけです、これは。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問ですけれども、何を検討したのかということも含めまして、お答えになればと思いますけれども、19歳から64歳の方に対する補助を何でしないんだということだと思います。

伊藤議員もご認識されていると思いますけれども、インフルエンザワクチンの数は限られているということです。村内2か所の医療機関に確認したところ、昨年度並みしか入っていないという確認は取れております。それに対して、現在は既にワクチンの数は終わっているというふうに聞き取りをさせていただいています。

また、西吾妻福祉病院についても、当初、多少若干多めには入っているということでしたけれども、現時点では、もう余分のワクチンはないということになっております。

村長からの説明もありましたけれども、国のほうの重点的に予防接種をしていただきたいという方に対してのものを含めると、19歳から64歳の方に補助してしまいますと、その方たちは比較的安易に予防接種を受けに行けるような状態にもありますし、また、村内の医療機関においては、昨年受けた方については接種できるよというのを基本にしているということです、望まれた方全員の分が接種できないという不公平感が表われるのではないかなということもありまして、今回、19歳から64歳の方に対しての補助ではなく、県が助成しない高校生以下の方に対しての助成をさせていただくということにさせていただきました。

ご理解いただければと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 今の説明を聞いて、半分ほどは理解できるんですけども、同じ吾妻地域の中で、そういうふう補助したり、できるところとできないところがあるというのは、やっぱり村が本当に、そういう施策に積極的ではなかったということで、私は10月の臨時議会のときにも、国もワクチンを増やすように、今、国会でも話し合っているということも報告、そういう説明もしながら、今回も求めたわけですけども、やっぱり接種を19歳から64歳でも受けるというのは、コロナのために大変だから受けなくちゃと思って受けたから、本来ならばワクチンを増やすのが、国なりの責任だったと思うんですけども、それができないで、むしろ逆ができたと思いますので、その点について答えていただければと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 最初に、草津町が全住民にインフルエンザを無料にするというのが記事に載りました。その次、長野原町に確認したら、我が町もそういう方向で進めるという確認もしました。なおかつ、担当課長が申したように、我が村ではインフルエンザを打つ医療機関というのは、一つはクリニック、一つはここ診療所ということで、2か所ございます。

そして、供給量はどうなのだと、ワクチンがあるのかと。婦恋村の人口9,500人ありますが、その倍の2万ぐらいありますよというんであればいいんですが、議会でも2回ほど説明していますが、片方では1,400、もう片方は800ですから、2,200人分しかないんです。言っている意味分かりますか。

さっきも言いました、十二分にワクチンがあるなら、全住民に対し考えると。ただ、その前に、先ほど申しましたように、65歳以上は県の1,000円の補助があるから、4,000円があ

るので、3,500円プラス県の1,000円で無料と言いました。議会でも今までも言ってまいりました。子供たちも18歳以下は無料だと申し出てきております。また、妊婦さんにつきましても無料だというふうに言ってきておるわけでございます。

ワクチンがいっぱいあるのであれば、19歳から64歳までも検討しますと、こういうことを言ってきたわけですが、現実にはワクチンが足りない状況でございます。やはり高齢者、あるいは子供たち、あるいは妊婦の皆さんに先に打ってもらうためにお願いしたということがあります。

ただし、今課長が申したように、昨年やった方等は既に、19歳から64歳の方でも、子供さんを連れて、私も受けましたが、知っている方が何人も子供さんを連れてきておりました。昨年受けたので今年も受けますと。ただし、補助金がないから、お母さんは4,500円払ってやっているんです。

そういう人もいらっしゃるんですけども、ワクチンの全体量がないからこそ、我が村ではもう少し待ってくださいと、十分あるならほかと同じように、草津町は全町民といっても、ワクチンが足りないという現実がありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） ワクチンの数が足りなかったということで、今年度はしようがないというふうには半分理解したままで、次の質問に移りたいと思っております。

次の質問は、これも9月議会で私が質問したんですけども、その上に、質問書にも書きましたけれども、11月19日に厚労省から通知が出ていて、やっぱり介護とか、そういう高齢者の施設で働く方とかには、ぜひ検査をとというのが出されています。それに対して応じて、実際に高齢者施設には補助を出しながら、PCR検査をしている自治体も出てきています。

そういう点で、村としては、やはり高齢者の命を守るために必要じゃないかなと思うけれども、この事務連絡に対してはどのように検討されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけども、11月19日付の厚生労働省からの通知によりますと、高齢者施設等への重点的な検査の徹底について要請という文書でございます。

これにつきましては、2点ございまして、まず1点目につきましては、高齢者施設等の入

所者または介護従事者で発熱等の症状を呈する者については必ず検査を実施すること、当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施することということと、例えば自費検査を実施した場合の補助について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助対象になるので、それを利用されてはいかかなということが主な内容だと思います。

これにつきまして、高齢者施設での発熱に対して、群馬県では、また大野議員のご質問の中でもあるんですけども、5月の末から、障害者施設でありますとか高齢者施設につきましては、入所されている方や従業員の方の健康状態を群馬県のほうに報告するようにシステムが運営されております。

その中で、高齢者の入所されている方が発熱があった場合については当然検査をするということと、万が一クラスターが発生した場合には、PCR検査をするにも病院に行かずとも、県のほうから出向いて、その施設内でPCR検査ができるような体制を整備しているということ、また、万が一クラスターが発生した場合も、県のほうのチームがありますので、そのチームが施設のほうに行って後方支援をするというような体制を取っておりますので、ご理解いただければと思います。

村のほうの施設についてはどうかなんですけども、嬭恋村でも各入所施設でありますとか事業所の皆さんと、コロナに対する研究会でありますとかお勉強会をさせていただいて、万が一のときには相互に協力できるような体制をつくってきております。

当初、役場のほうでお誘いをしたところですけども、事業者の方たちも共通認識がありますので、困ったときはどこで対応するとか、連携をするような話合いが進んでいるというふうに聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 今の課長さんの報告で、何かあったときというか、そういうふうにクラスターが生じたりというときには、体制は取れているということですけども、そういったときの援助、やっぱり金銭的な援助もしておかないと、やっぱりこれは負担を生じさせるんじゃないかと思ったんですけども、そういう点では、県とかは、金銭的援助のほうも一緒に組んでくださるのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） PCR検査実施に当たりましては、医師が必要だと判断した場合は、先ほど村長からの答弁もありましたけれども、医療保険のほうと公費のほうで、自己負担なしで検査ができる体制になっております。

また、必要じゃないけれどもという場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金というのがあると聞いておまして、その中で検査した場合については補助対象になるので、利用してくださいということだと思います。

また、高齢者に対しても、別の補助金もあるようですので、それらを利用して、自費で検査をしながら、交付金でもらうというようなことになるかと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今、課長から説明があったように、確かに厚労省の事務連絡では、そのようなことが書かれてありますので、やっぱりそういったことを、村民が知らないでいる方もいるので、そういった広報活動として、チラシも入れたりとかしているんですけども、今後も周知のほうを徹底していただきたいと思います。

次に、3つ目ですけども、村長より、子供を守る商品券5,000万円とか、いろいろ組みましたけれども、やっぱりそういったときに、まだ事業者は、持続化給付金をもらった中でも、今、例えば私ごとになりますけれども、観光業は、いろんなイベントも中止になり、お客様のキャンセルが続いているところです。そういったところでは、本当に年末年始とか、どのようにしたらいいかということもありますので、私は再三、国からの交付金が、一次は7,000万円で、それはほとんど農業と観光のほうに使いました。

二次交付金は2億2,000万円来たわけですけども、それについては、私の計算では、まだ残っているんじゃないかということと、それから、第三次交付金も国から、以前村が説明したとおり3,000万円の予定になっている、そして、再三私が述べているように、村の行事、中止になったものための予算として使っていない予算が、今年度も、私の試算では1,000万円近くになると思っているんですけども、そういったお金を、やっぱり今こそ、新型コロナに感染しないようにというのと、村民の暮らし・営業を守るために使っていただきたいという思いがあって、この質問もしましたので、4つ目の質問と同じように、私は村民に、本当に一人一人が今、仕事を失ったり、収入が減ったりとか、いろいろでいらっしゃるの、そこへも支援をやっぱり伸べていただきたいと思っています。

村長は常日頃から、暗いところに光を、弱いところに力をということをおっしゃっていますので、それを今こそ出してほしいと思いますけれども、村長の考えをお聞かせください。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） コロナウイルスの現状の中で、事業者に対して補助を出したらいかかかという質問でございます。質問がなかったんですが、そういうことでいいですね。

それにつきましては、やっぱり商工業、観光業を守るということで、商品券を1世帯1万円、子供のために1万円ということで、子供が1,000万円、各世帯に1万円ということで4,000万円、5,000万円の商品券を発行しています。これは何回でも議会でも話をしてまいりました。

現在、この5,000万円の商品券が使われておる方が3,200万円なんですね。3月31日までに使わないと、これはクリーニング屋さんでもいいです。ガソリンスタンドでも結構です。あるいは日用品を買う、食料を買うでも結構です。村内に泊まっても結構です。レストランでも結構です。村内の商工業でぜひとも消費をしていただくための5,000万円でございますが、まだ、それが使われているのが3,200万円でございます。年末の商工会等のいろんなキャンペーンもありますので、そういうところも通じたり、また観光協会を通して広報をしっかりとやって、我々もしっかりやります。ぜひとも、まだ使われていない1,800万円ありますので、これはぜひとも使っていただいて、商工業の助けになるようお願いをして、我々もしっかりしてまいりたいと思っております。

そのほかに、固定資産税相当額ということで、こちら議論がありました。事業を継続するためのコロナ対策の事業支援、継続交付金ということで出させてもらいました。

これについても6,380万円、議会の承認をいただきまして、今、広報に一生懸命努めておりますが、現在937万円しか使われていないと、まだ5,000万円、全然使われていない。ぜひとも事業をなさっている方は、固定資産税は一応、今回、交付金という形でご支援申し上げますので、我々もまた、広報活動しっかりとしますけれども、せっかく予算を取ってあるので、ぜひとも使っていただきたいと、こう思っております。何もしないんじゃないくて、これだけの大きなお金をこういう形でさせてもらっております。

その他観光関係ですと、キャベツを配布するとか、そういう形でも応援をさせてもらっています。

そのほかに、ちょっと答弁長くなって、直接的なあれじゃございませんけれども、国のほうでは全ての村民に10万円交付したと。9,500人の人口いますから、9億5,000万円の、国から全部もらってやっています、手続ないので。国が決めたことなので、国が全てのお金を

くれて、郵送料もくれて、議会の承認を得てやった予算もあります。その他、群馬県の制度もあります。

総合的に、これだけ国がやっている、我々もやってきておりますので、ただ、我々は、さっき言ったように、商品券はまだ1,800万円余っている、固定資産税相当額、事業者ですね、これもまだ5,000万円も余っているので、我々も商工会、観光協会、事業者の皆さんとしっかり連携しながら取り組んでまいりたい。

ちなみに参考ですが、農業を守る5,000万円につきましては、ここ毎日、何十件か上がってきております。現在5,000万円のうち、昨日現在で、毎日たくさん来ていますが、3,264万円既に決まってきております。毎日毎日、年末でございますので、農業が終わったので、毎日こんな書類が上がってきておりますが、これもしっかり活用してもらいたいと、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 今、大きな1番目の3つ目なんですけれども、コロナ対策ということでは、例えばこういうのを張ったりとか、消毒液を用意したり、お客様のためにマスクを買ったりとか、そういうことに、感染をさせたくない、自分のうちから感染者を出したくないという思いでやっている、そういう取組に対して、草津町と長野原町はきちんと補助を出しております。

それも同じ吾妻地域というので、各自治体の独自性もあるから、同じとは言わないんですけれども、やはりそういった手だてもぜひやっていただきたいというのは、本当に議会も話し合っているのに、私が言うのは申し訳ないんですけれども、議会としても来年度予算要望に出しているけれども、私は今感染を出さないことが、私たち村民にも課せられているので、こういった感染対策を行っているところへの補助についても、村当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今までも、安心・安全のアピールを村としてするためにも、群馬県の推奨するストップコロナ対策認定制度への登録をお願いしてきてまいります。

また、商工会、嬭恋村観光協会を通じて、数度、こちらの登録をしていただけるよう周知

もさせていただいてきております。

既に産業建設常任委員会でも今回報告をさせていただいておるとおり、7月から現在までの確認の中で、登録がされておるのが16施設ということでございます。孀恋だけではないんですが、現在そういったことを踏まえて、県もさらに力を入れて登録を推奨しているという状況にもあり、最近、群馬県の飲食店関係に関しても、安心ガイドラインの啓発ということで、群馬県のほうから孀恋村内の宿泊、飲食関係等、施設のことに関して抽出をして、商工会、村宛てに直接訪問をして、さらにストップコロナの推奨をしていただきたいというような話で、村も回っているところでもございます。

こういったことから、さらに登録をしていただきながら、安心・安全をアピールしていききたいとともに、そういった状況も踏まえて、登録動向なんかも見ながら検討していただけたらと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 今の課長の説明にあったストップコロナの登録というのは、何か補助が出ているのでしょうか。私は補助について質問しているところなんですけれども。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） ストップコロナで補助という、今現在、ストレートに補助金がそこにひもづけられているということはありません。

一つの、やはりガイドラインということで考えたときに、補助金の設定をするということで考えたときに、やはり何らかの補助金を出すためのガイドラインというか、その基本線をやはり見る、その一つの目安として、今現在行われているストップコロナの登録数等を見ながら、今後補助金の、そういったつくりつけに関する参考として、検討していただけたらということになります。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 観光課長もご存じだと思いますけれども、例えば旅行関係者は、G o T o トラベルをやるためには、こういうものとか検温計とか、そういうものを義務づけられていて、ちゃんとG o T o トラベル事務局からも突発の検査も受けたりして、何とか不安の

中でお客様を迎えているという現状なんです。

だから、もしかしたら、ストップコロナの登録になっていなくても、対策は多くの事業者さんはやっているわけなんですよ。そこに対して村が、草津とか長野原と同じようにやってくれなければ、本当に負担は増える一方なわけですよ。それを私は、この質問でしているわけなんですけれども、村長にお答えいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 無限にお金が村であるわけではございません。また、時間の制限もある中でございます。他町村がやったから、これもやりましょう、あれもやりましょうと、全て取り合うわけにはいかんと思っています。

我が村では、農業を守る5,000万円とやりましたが、草津町ではそういう補助金はございません。

したがって、支援の状況は確認をさせていただきます。そして、有効性があって、お金が余るのであれば、それは検討させていただきたいと思いますが、あれもこれも、ほかがやっているからということで全てやるというのは、全く不可能だと思っております。

やっぱり福祉でも、金がないところはできないわけでごさいます、入るを量りて出るをなすということでございます。あるお金を有効に活用させていただき、また、国や県の制度も活用させていただきながら、最大限有効に資金は、村の税金は、我々は責任を持って執行する責務がありますので、そういう体制を勘案しながら、総合的に判断をして、ほかの地区でいいことやっているものがあって、時間的余裕、あるいは資金的余裕、あるいは制度的な観点から調べて、総合的に可能であればやりたと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 村長は、無限に財源があるわけじゃないと言いましたけれども、先ほど私は7,000万円のこと、2億2,000万円のこと、3,000万円のこと、それは村当局から報告があった金額です。それに行事を中止したりしたお金を、私の試算では1,000万円ある。そういったところで、村長の気持ち、1施設にたとえ1万でも、検温器買ったり、こういうビニールを張ったりのお金に補助ができないのか、その思いで質問しましたけれども、今後これについては、議会のほうでも予算要望に出すようなので、このままの状態でもいいのかどうか、それは村長に考えていただくことにして、次に、4番目の灯油券ですけれども、それは先ほど村長が言ったように、平成19年、20年は灯油が高騰したということで、灯油券を

住民税非課税世帯にやりました。

でも、それについては、私は本当に皆さんの喜んでる声を聞きましたので、このように困っているときに、私はやっぱり手を差し伸べたいという思いでいます。

私は以前に、職員に寒冷地手当があるけれども、住民もこの寒いところに住んでいるから、同じように住民にやっていただけないかという質問を何年か前にしたとき、村長は今の答弁と同じように、むやみに財源はありません、何でもかんでもやってあげればいいというものではないという答弁をしましたがけれども、例えば村の寒冷地手当は、群馬県では、本当に寒いということで、長野原、嬭恋村、草津、それから沼田市、上野村、南牧村、そして片品村、川場村、みなかみ町と、群馬県の中では、4級地ということで寒冷地手当が出ています。それが結構な金額で、私はそれを否定することじゃなくて、村民にもそれと同じような思い、寒いところに暮らして、灯油代も本当にかかる、それからタイヤも替えなくてはいけない、そういう寒冷地特有の条件のところにいるというのは、国も認めている制度として寒冷地手当がある。

そうしたら、村民にも少し、そういう温かい手を差し伸べていいんじゃないか。まして、コロナがこんなふうで、皆さん仕事を失ったりしている人もいる。だから、そういうところに私は温かい手を差し伸べて、そんな思いで質問しましたので、答弁していただきたいと思っています。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成21年、平成22年ですか、当時、灯油が非常に上がった時期、原油が上がった時期ですね。

現在、日経のトップページに出ていますが、1バレル60円ぐらいですか。当時120円ぐらいまで上がったという、ちょうど時期でございまして、日本全国弱ったねと、原油が上がりましたねと、こういう状況も背景にはあったという状況でございました。

そんな中で全国的に、これは少し、こんなに急に上がるのであるから、少し補助しようやという大きな流れもあったのも現実でございます。

また、伊藤議員の言うように、本当にお困りの方がいらっしゃる、社会には今いっぱいあると思っております。それから、仕事がなくなった、コロナの関係で仕事がなくなった方も多々、国内にはあるということも、現実があるという認識も持っておるところでございます。

しかしながら、何でもかんでもとれないのも、これもまた現実なわけでございます。灯

油につきまして、また、どのくらい需要があるのかについては、担当に調査だけは早急にさせたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 途中ではございますが、休憩します。

休憩 午後 零時 13分

再開 午後 1時 10分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

それでは、伊藤議員の再質問からお願いします。

伊藤議員。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 時間も押し迫っていますので、大きな1つ目の新型コロナ感染の対策については、いろいろ村長のほうからも聞きましたので、3番目、4番目については、4番目については今後検討していきたいという答弁もしておりますので、先ほど言いましたように、村民誰もが寒いところに住んでいるということでは、19年と20年のときのように対応を決めてもいいし、私の気持ちは全員平等にということで、その中で、例えば村役場職員がいる世帯は抜くとか、いろんな考え方をして、ぜひ4番目については検討していただきたい。

3番目は、先ほど述べたように、業者は一生懸命に対応してやっている、自分ちから新型コロナを出さないという気持ちでやっていますので、今後もこれは大きな問題ですし、後に大野議員もやっていますので、PCR検査等については真摯に答弁を出していただくということでお願いして、大きな1番目は終わりにします。

2番目の太陽光施設整備に対してですけれども、村長に1点お聞きしたいんですけれども、これから移住・定住を進めるのに、どうして別荘地域に絞って進めようとしたのか。その当局の考えをまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長、いいですか。

○村長（熊川 栄君） 質問の趣旨が、ちょっと理解が……

○9番（伊藤洋子君） 移住・定住を進めるのに、別荘地域を中心に進めるとして、今進めています。それは、どうして別荘地域にしていこうとしたのか、説明願いたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 移住・定住につきましては、別荘地域に特定的に、このゾーンという
ような特定はしておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） それでは、そういうことがないと言いましたけれども、以前そういう
答弁をしましたが、その点については省いて、先ほども村長が言いましたように、開
発条例に基づいていると、景観保護区域にはいろんな条例をかけているわけですが、
それを同じようにしていかないと、嬭恋村に移住してくる方々は、この景観とおいしい水、
空気を守ってほしいということがあるので、それについて、私はやはりきちんと条例をつく
るべきだと考えておりますけれども、その点についてお答えください。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） これからの時代はエンバイロメント、環境だと思っています。

嬭恋には、浅間、白根、四阿山、おいしい空気、おいしい水、そして、すばらしい星があ
ります。この自然こそが財産だと思っています。嬭恋村全域がそういう対象であると考えて
おりますので、よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それを守るために、私は以前もこの質問をしましたし、先ほど村長は、
太陽光を造るところを全部、土砂災害を防ぐために、ちゃんと規制をかけているとおりにす
ると言いましたけれども、景観保護区域以外は、そうじゃなくても造られていて、本当に土
砂のところ太陽光が設置されているところもあるので、それが心配なのでお聞きしたいと
思って、このような質問をしましたので、その点についてお答えください。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

現在、景観条例の中に景観形成基準として、土地の形質変更で超大なのり面が生じたよう
な場合は、それが生じないように努めること、また、やむを得ずそういうのり面が生じた場
合は、のり面に緑化を行うこと、勾配も景観に調和が取れた勾配にすること等を基準にして

おります。

以上です。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 時間がないので、後で調査していただきたいと思います。

開発条例に基づく景観形成のところにはそれがうたわれているけれども、畑とかそういう、それ以外の地域にはその条例が当てはまらないので、結構畑のところ、草も何もないところに大幅な面積でなっているところがありますので、後日私が示しますのを見ていただき、ほかの景観区域以外にも、ぜひ条例をつくっていただきたいと思います。

あと、もう一点ですけれども、下流町村へおいしい水をやるということで、私は不安になったのが、農業ではそういう規制をやっている、先ほど村長から説明がありましたので、そうかなと思ったんですけれども、ちょっと先日、JAあがつまが殺虫剤のことで、検出されて、やっぱり基準値を守っていても、こんなことが起こったのかと不安になりましたので、そういう点では、やっぱり除草剤とかについても、ゴルフ場とかそういうところは、今規制があるのかどうか、ゴルフ場についてお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 伊藤議員の質問にお答えします。

先ほど村長からも説明があったんですが、現在、日本の流通している農薬については、農薬取締法ということで、これ除草剤ですが、検査されておりまして、農薬の残留物、土壌の残留、水質の汚濁による人畜への被害や水産動物への被害を防止する観点から、国が定めた基準を超えないことを農薬ごとに確認して登録するということになっておりますので、農薬についてはそういう基準で、農林水産省のほうで基準を持ってやっておりますので、安全ではないかなというふうに思います。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 再三ですが、別荘地に来る方は、この村の景観とおいしい空気、水を魅力としてやってきていますので、それを村長、先日採決した人権宣言にも環境権をうたっていましたので、それぞれの環境権を守るためにも、これは再度にわたって検討していただ

くことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（松本 幸君） 続いて、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔6番 土屋幸雄君登壇〕

○6番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、婦恋村の各観光地の魅力度のアップと集客力の向上対策について質問をさせていただきます。

コロナウイルスが世界中に広がっていて、現在、第3波の波が押し寄せてきています。

そんなコロナ禍の中ではありますが、婦恋村のキャベツは、天候不順などによって出荷量は減少いたしました。高価で取引されて、今シーズンが終了となりました。本当によかったと思いますが、もう一つの主力産業である観光業、宿泊、飲食店などでは、コロナ禍の中で先が見えてこなくて、売上金額の減が現在も続いております。

誰もが仕事をして、お金を稼がなければ生活していけません。これからも観光業が営業を続けていけるように、行政として、しっかりとした何らかの対策が必要ではないでしょうか。

そんな中で、新しい生活様式が定着してきています。3密にならないように、観光、人との接触を避けた旅行が柱となり、昨今までの物見遊山的な観光から、新しい旅へとシフトチェンジが起こっていると思います。

また、Go Toトラベル事業終了後の旅行業者は、繰り返されたキャンペーンの反動から、マーケットは限られたツーリスト、もともと観光に対して意欲的でない人はキャンペーンが終了と同時にいなくなり、もともと旅行に対して意欲的な人は、キャンペーンが終了後も繰り返して旅行を続けるものと思われます。

そこで、コロナウイルス対策を前提とした上での、価格競争ではなく、付加価値があって魅力的な観光地を、これからは目指していくようにしていかなければならないと思います。

そこで、伺います。

婦恋村の観光地は大きく分けて、浅間高原、鹿沢温泉、バラギ高原、万座温泉などのエリアがあると思います。村から見て、この各エリアが観光地として、どのようなところが売り

で、魅力はどのようなところなのかを改めて伺います。

2番目として、婦恋村は広大な面積の土地に、日本の百名山、浅間山、白根山、四阿山の三山をはじめとする、自然環境が作り出した特徴ある地域が多数存在しております。草津温泉の湯畑や、ひたちなか市の国営ひたち海浜公園、富山県の黒部ダム、福井県の東尋坊、鹿児島県の桜島などのように、いわゆる観光スポットが確立されていないために、それぞれの地域の特徴をうまく生かせていないように感じています。

それぞれの地域の観光スポットは、自然による恩恵を受けたものであります。コロナウイルスが終息し、落ち着いたときのために、婦恋村においても、これから各エリアの観光スポットを磨き上げていき、村が魅力あることをブランディングしていくことが不可欠であると思いますが、いかがですか。

3点目として、昨年1月30日に浅間山北麓ジオパークフォーラムの講演が、駒澤大学文学部地理学科准教授の鈴木先生が、吾妻川上流域における温泉地の泉質についてのお話がありました。私もここに参加をさせていただきました。温泉の泉質に地域特性があるとのことでした。温泉に含まれている化学成分の種類と、その含有量によって決められているとのことでした。万座温泉は酸性硫酸塩泉、浅間高原は中から弱アルカリ性硫酸塩泉、鹿沢温泉は炭酸水素塩泉、万座鹿沢口駅付近一帯が塩化物泉であるとのことでした。

婦恋村には、メタケイ酸濃度の高い温泉が多数存在しているので、新たに異なる泉質の温泉を組み合わせ入浴して、その効能を最大限に引き出す機能温泉浴をこの地域でも活用することを提案していました。既に別府温泉郷では導入されているとのことですのでございます。

婦恋村には温泉地がいっぱいありますが、酸性硫酸塩泉でクレンジング（シャンプー）効果のある万座温泉から、炭酸水素塩泉である中性で、メタケイ酸が豊富で保湿（リンス）の効果のある浅間高原、鹿沢温泉、上がり湯として美肌効果が期待できるはしご湯を提供するプランなどはいかがでしょうか。

新しい温泉の活用方法として機能温泉浴プランを提案して、温泉から温泉へとはしご泊をしてもらえるような取組をしていくことを提案をいたしますが、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、村の観光地、浅間高原、鹿沢温泉、バラギ高原、万座温泉、各エリアの観光地として売り、魅力はどのようなところかと、こういうご質問でございました。

浅間高原の売りとしては、東京ドーム10個分の面積と言われる広大な敷地に咲き誇るシャクナゲ園で、魅力としては、軽井沢にも劣らぬ避暑地であること。

鹿沢温泉の売りとしては、温泉、国天然記念物である60万本のレンゲツツジ、湯ノ丸や角間山などの登山、公認コースであるスキーで、魅力としては、自然やアウトドアスポーツの楽しめることと。

次に、バラギ高原の売りといたしましては、四阿山や毛無方面への登山、ゴンドラを利用した超ロングコースのスキー場、サッカー合宿で、魅力としては、自然やアウトドアスポーツを楽しむこと。

万座温泉の売りとしては、日本一高いところにある温泉、水蒸気とともに火山性ガスが噴出する空吹、スキー、また、コマクサ群生地もありますが、本白根山の噴火警戒レベル1によりハイキングコースが閉鎖されていることから、立入りはできない状況であります。魅力としては、自然やアウトドアスポーツを楽しむことだと考えております。

続いて、2番目でございますが、各エリアの観光スポットを磨き上げていき、魅力のあることをブランディングしていくことが不可欠ではないかというご質問でございます。

土屋議員がおっしゃいますとおり、観光スポットを磨き上げ、魅力あることをブランディングしていくことは重要であると考えます。

観光スポットの磨き上げとは若干異なりますが、現在までに孺恋村を、愛妻の聖地、または愛妻の村としてブランディングしてきておりますが、これからは、各エリアにあつての観光スポットを磨き上げ、魅力あるブランディングは重要であり、そのためには今後何をしていくべきかを、行政、孺恋村観光協会、各単位協会、キャベツツーリズム研究会などの方々と検討してまいりたいと思います。

続いて、3点目でございますが、村内温泉の効能・効果は様々であり、それを利用したはしご湯を提供するプランや機能温泉浴プランを提供して、温泉から温泉へとはしご泊をしてもらえるように取り組んでいったらとの提案でございますが、土屋議員おっしゃいますとおり、はしご湯を提供するプランや機能温泉浴プランを提供して、温泉から温泉へとはしご泊は非常によい提案だと考えます。今後、孺恋村観光協会やパートナーズ会で検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 今、各浅間高原だとかバラギ高原のいろんな魅力とかいうのを述べさせていただきましたが、一般的な婦恋村の考え方だと私も思います。

私は、これからまた一問一答で、提案型の浅間高原だとか、バラギ高原とか、鹿沢温泉とか、いろんなことを提案型でちょっと質問させていただきますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

まずは最初に、浅間高原の魅力度のアップということで、ちょっと提案を一つさせていただきます。

浅間山の恩恵を受けていて、シャクナゲ園や鬼押し出しの活用策として、第1番目として、シャクナゲ園の開花時期を的確に把握するために園にライブカメラを設置して、SNS等で随時花の咲き具合の情報を発信していく。そして、見頃の時期には浅間高原の宿で泊ってもらい、宿泊者限定の朝焼けツアーなども計画して実施していき、メディアに取り上げて扱ってもらえるような課題づくり、そして、課題である宿泊者の増に浅間高原をつなげていきたいと思うんですけども、そのことに対して、これはどこですか、村長にお答え、観光商工課ですか。観光商工課、お願いします。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

開花時期に関してのライブカメラ設置でのSNS発信ということになりますけれども、ライブカメラにあっては、現在、シャクナゲ園の中に1台設置をしております。今年は、しゃくなげ園まつりは中止ということでございましたので、ライブカメラでの発信というのは、今回はできなかったという状況にあります。

見頃の時期を的確に、宿泊者の来ていただく方に限定したプランだとかということになりますと、実際のところ、浅間高原観光協会の方を中心に、婦恋村観光協会を中心として、今後、各会員施設の方と検討して、そのようにプラン化できていけばいいかなということで、前向きに検討させていただきたいと思います。

また、メディアということで、今年が4月から3か月間の、本来であればDC期間ということでもございました。実際のところ、DCということを経験した中で、県の、現在は魅力創出課でございますけれども、その中にあるDC推進室の話、声かけで、民間のメディア、お天

気情報ということで、現場の設定もさせていただきました。

非常にその放送後は、宣伝効果というか、問合せもすごくあったということで、浅間高原観光協会の事務局からも聞いておりますので、土屋議員がおっしゃるとおりに、浅間高原に関しては、やはりシャクナゲ園を基礎として、そこをうまく利用した形でのつくりつけが今後やはりもっと必要だと、そんなふうに思いますので、浅間高原観光協会の方々とも併せて進めていきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 浅間高原観光協会と相談をしてということでございます。

質問しました朝焼けツアーとか、そういうことはどう考えているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） すみません、朝焼けツアー、そういった形のツアー全般に考えますと、ジオの関係のガイドさんも非常に育成がされてきているということもございます。そういった横のつながりを持って、魅力あるツアーガイド等も含めて、そのようなツアーを組んでいけるよう検討していけたらと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも検討して、やっていただきたいと思います。

次に、総合政策課長にちょっとお聞きします。

浅間山とか鬼押しや六里ヶ原とか、我々は見慣れていると思います。そこで、鬼押し園や六里ヶ原でナイトコンテスト、溶岩石をライトアップによる影絵だとか、ゴジラとか象の岩があると思うんだけど、そういうところをライトアップするとか、そういう企画も考えていっていけば、よっぽどというか、活性化につながっていくかと思います。

そして、雄大な浅間山ですかね、それをコンテストとした、コンピューターで作成したCGとプロジェクター等の映写機を用いて、空間と映像を合成し、新しい空間を演出するという迫力あることを演出していくということをこれから取り入れていけば、また面白い浅間高原の観光の目玉となるんだと思うんだけど、その辺の考え方はどうですか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいま、画期的な提案をいただいたかと思っております。

プリンスホテルさんの管理する鬼押し出し園内でライトアップというのは、誘客効果というのはあると思うんですが、ちょっと心配なのは、環境省の管轄下にあつて、そういったことが可能かどうかというのも、一つハードルとしてはあるかなと思います。

いろんなライトアップ、イルミネーション、あとは空間を生かして演出をすると。ちょっと今想像つかないんですけども、特徴のある資源を、より魅力を引き出せるような演出をするというところでは、何かできると面白いかなとは思いますが。引き続き検討したいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） プリンスホテルとの関連があるかと思いますが、プリンスホテルともよく相談をして、ぜひともまた、浅間高原の魅力度のアップのために実施をしていけるようにしていただきたいと思っております。

続きまして、鹿沢温泉の提案をさせていただきます。

ぐんま県境稜線トレイルの鳥居峠から鹿沢温泉ルートを延長して、各火山のトレッキングコースの整備ということでしていけたらと私は思っております。

その一つとして、鳥居峠までとなっているぐんま県境稜線トレイルを鹿沢温泉まで延長し、国民保養温泉、掛ける100キロトレイルを提案いたします。バス停からスキー場、鹿沢温泉までの遊歩道などのエリアを整備し、角間山や棧敷山、湯ノ丸山、コンコン平など、いろんな山にトレッキングコースを設けて、休憩所などを造り、鹿沢温泉として各ルートの整備をすることで、幅広いトレッキング客を呼び込むという提案でございます。

それでまた、山カード、GPSアプリと連携などを作成して、コレクターの誘致や、これからのコースの踏破特典などをつけていく、そういうことはいかがですか。これも総合政策課長ですかね、この辺のあれは。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ただいまのご質問でございますが、稜線トレイルにつきましては、山本知事さんが会長で、副会長を熊川栄、黒岩信忠、伊能正夫、それから、みなかみの町長4名が副会長ということで組織がございます。しかしながら、一昨年へのりコプターの墜落事

故ということで、現在活動はストップしておる状況でございます。

しかしながら、活動中止というんじゃなくて、機を見て、もう一回再開活動をしようということは当然のことだと考えております。

また、土屋議員のご指摘のとおり、現在、鳥居峠までということになっておりますが、この延長につきましては、今までもいろんな方々から、まず地蔵峠までどうだという意見もあります。さらには、浅間山までどうだという意見もあります。

引き続き、県のほうの担当レベルの皆さんとは、そういう要望もしていますし、協議もさせていただいております。引き続き、地元の意見も強くありますので、そういう方向で今後もお話を検討はしてまいりたい、こう思っております。

各論は担当課長から説明させます。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 遊歩道等に関しましてですが、角間山等遊歩道に関しては、鹿沢温泉観光協会の方々に委託ということで、整備のほうは今現在していただいております。ただし、やはり完全なる整備がされているという形では見えない状況もございますので、さらにてこ入れをできればというようなことでは、やはり考えてはおります。

また、群馬県の、先ほど村長が述べたように、実際のところ、いろいろな協議がされて、鳥居峠から鹿沢までというような形のものができれば、それこそ幅広い、そういったお客さんの誘客ということも、みなかみから鹿沢温泉までというようなことで可能になるのかなということ、その辺は大いに期待ができるものであると、魅力あるものであるということ、考えます。

また、最後のアプリの整備というような関係でございますが、まさに、こちらの山のアプリ等を使ってということに関してなんですが、現在、本年度予算の中に、観光商工課と教育委員会の社会教育の中になるんですが、予算をつけさせていただきまして、スマホアプリということで、ここには孀恋かるた、そして文化財、そして観光、それから山ということで、ポイントの設定をして、そのポイントで、スマホアプリを使いながら、そこには歴史だとか場所の名称だとか、そういったものを入れながら楽しめる、デジタルスタンプラリー的なものの進めをさせていただいております。

本年度の計画ですと、そのポイントを決めて、そこでの各携帯会社の電波状況を、今現在、確認をしている真っ最中でございます。それで、仕上げとなりますと、来年の夏頃、そのア

プリが完成できればなということで、計画は夏前ということでは計画しておりますが、その辺のところ、やはりアプリとのつくり上げというのは、なかなか計画どおりいかないかもしれませんが、一応、来年度には、そういったものをつくり上げられるかなというような状況でございます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 鹿沢温泉をトレッキングコースの基地にということで、いろんな山を整備していくことは、鹿沢温泉の宿泊者の増にもつながっていくと思うんですけども、ぜひともこういうことも企画をして、進めていっていただきたいと思います。

続きまして、バラギ高原でございますけれども、今、バラギ高原では、スノーリゾートとか冬のスポーツの営業が今多いと思います。それをグリーンシーズン、夏場も営業できるようなことを、これからバラギも進めていかなければ、集客が本当に途絶えて、夏の集客が少ないと私は思っております。

そんな中ではありますけれども、活気、活動、にぎやかさを取り戻すために、傾向となっているワーケーションとかけ合わせることで、新たなニーズをつくり、創造できるためのワーケーションを取り込むための施設整備を進めて、山籠もりをしてワーケーションを楽しむということはいかがでしょうか。

夏の観光事業の対策として、仕事をしながら遊びもしてもらおうということ、ぜひともこういうところでも進めていただきたいと思うんですけども、その辺のことはどうですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、バラギ高原につきましては、中心的な冬場の施設というと、やっぱりスキー場であります。スキー場は現在、アクティブライフさんが過日、安全祈願祭を行ったところであります。

議員の皆さんもあそこに参加してみて、その後、あそこがしっかり草も刈ってある、雪が少し降れば、もうスキー場は滑れる状況ができつつあるというようなことで、中が変わったなという認識もいただいております。

そんな中ですが、リーガン・ヤンさんの考えは、ウインタースポーツだけでなく、グリーンシーズンにどうするかということで、マウンテンバイクをしっかりとやるという話を以前から聞いています。現在、吾妻森林管理署とも、その開発計画についての協議が進

められております。特にマウンテンバイクを中心として、ホワイトシーズンからグリーンシーズン、年間を通した形のを必ずつくり上げていくという強い信念を持っているやに確認しておるところでございます。

そういうことで、夏場の件、それともう一点、ワーケーションですね、ワーク・アンド・バケーション。これにつきましては、嬭恋村内のパートナーズ会の会議でもワーケーションの話が出ました。

それから、パイオニア福嶋さんのところで、過日、上信越高原防犯協会の50周年記念が行われまして、あそこがまさにワーケーションであります。既にワーケーションの申込みが結構来ておるという実態も確認をしてくておるところでございます。

そういう意味で、浅間高原も含めて、別荘地帯も含めてワーケーション、とにかくバラギについても、宿泊施設並びにキャンプ場もアウトドアもありますので、ワーケーション、非常に重要なポイントかなと考えております。

引き続き研究し、ワーケーションについてはしっかり取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしく申し上げます。

詳細、担当課長からまた説明させます。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 今村長が答弁されたように、グリーンシーズンということで、現在、パルコール嬭恋に関しましては、マウンテンバイクの初心者コース的なものから、若干の中級クラスのコースをつくりたいというような形で話を聞いているところでございます。

実際のところ、国有林地であるということで、吾妻森林管理署との協議が、その関係がどのくらい時間がかかるのかということが、まず第1のポイントになるのかなということで、来年の関係を心配しているところでもございます。

ワーケーションに関しましては、先ほど村長が言われたとおりにパートナーズ会、こちらのほうで既に、万座温泉プリンスホテルさんに関しては、ワーケーションのプランということで動きが始まっています。共に、そのパートナーズ会の中の、パルコールさんも一員ということでございますので、そういった会員の中での意見交換等もしながら、まずはパルコール、スキー場のホテル等でも、そういったプランをつくるような形を進めていただき、またそれが近隣のペンション等も、いろいろバラギの中で話し合われて、ワーケーションに関して一歩でも進むような形で進めていただければと思っております。

また、グリーンシーズンの関係になりますけれども、今年の7月、8月を使って、パルコールのスキー場において、田代出身の松本大さんがスカイランニングというイベントを、こちら、ガイドラインをしっかりと守って、その中で50名を集めて、スキー場の下からゴンドラを降りる地点、そこを最高で3往復するというような、そんなスカイランニングというような競技を行っておりました。

実際には、こちらの関係は、ちょっと村は、実際そこには協力等も、やはり時期的なことを考えたときには、協力等はできなかったんですけれども、そういった今回の経験を生かして、来年度に結びつけてやっていきたいというお話もございます。

そういった、一つまた新しいものが生まれるのかなという期待もございますので、バラギ地区のグリーンシーズンに関しまして、これから期待をしていきたいなど、村でも協力できるところはしていきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） あと一つ、グリーンシーズンの活用方法として、議会でも言っているんですけれども、クロスカントリーコース、それで、あと400メートルのトラックなどを充実させ、学生スポーツの団体等の利用を誘致するというところでございます。

今、鎌原には、今年は来なかったんですけれども、夏には育英高校と育英大学が、鎌原のアパートに下宿して、鎌原の下原の田んぼでトレーニングをしています。

やっぱりバラギは、夏の利用方法として、本当にこういうことをすぐにはしていかなければ、全然取り残されていくと思うんですよね。バラギにはいろんな道がある、簡単にできるような、取りあえず農道とか、そういうのができるのであれば、そういうのは利用してもらおう。それで、婦恋のスキー場には駐車場がある、そこを簡単にトラックを造るとかしていけば、集客体制につながっていくと思うんですけれども、その辺の考えはどうですか。これはどこですか。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

[総合政策課長 佐藤幸光君登壇]

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまのバラギをトレーニング基地としたらどうかというような意見なんですけれども、今現在、長野県のほうと連携をして、高峰、湯ノ丸の地蔵峠、菅平、バラギ高原ということで、高地トレーニングとして誘客を図ろうということで、今共同で、連携していこうというような取組が始まっています。

そんなところで、バラギのほうも標高1,300メートルぐらいありますし、あと運動公園の、

さらに標高1,000メートル以下というところも利用して、いろんな環境を変えたり標高を変えて、選手の皆さんがいろんな負荷の変更する中で体力をつけるというようなことで、ニーズがあるだろうということで、今その辺も進めております。

私のほうは以上です。お願いします。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） バラギにおいてのトレランコースということでございますが、昨年から引き続きまして、湖畔の湯の前の国有林地に関しまして、今年やっと測量のほうを手がける形で進めています。この測量後にあつては、森林管理署のほうへ、その借入れをする、そういった申請等を、指導を受けながらやっていくという状況でございます。

また、駐車場をトラックということでございますけれども、なかなかやはり駐車場自体を、短距離的な走り方ということで使う場合、やはり滑ったりとか、いろいろちょっと危険な部分があるということでも聞いておりますので、駐車場を使つてのという部分で、何らかそういった部分、可能なもの等があれば、また総合政策とも横のつながりを持ちながら検討していけたらと、そんなふうに思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも連携して、バラギに宿泊者が増えるというような、ぜひとも政策も取り入れていただきたいと思います。

続きまして、吾妻線万座鹿沢口駅を中心としたことの、ちょっと質問させていただきます。

中居屋重兵衛関連やジオパークのジオサイトを利用した気軽に回れるエリアに、観音堂周辺を早く整備完成させて、火山災害の村にスポットを当てた日本のポンペイとしての、それぞれに興味をあおるようにプロモーションをして、旅の隙間時間を埋めるような手軽な旅を提案してはいかがでしょうか。地域交流推進室長、お願いします。

○議長（松本 幸君） 地域交流推進室長。

〔地域交流推進室長 宮崎 貴君登壇〕

○地域交流推進室長（宮崎 貴君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今年度、ジオパークで実施しました企画ツアーとしましては、鎌原エリア、資料館も含めましたところで、8月、9月、コロナがピークではないときから始めたんですが、2回ほど、焼きトウモロコシをつけたような企画ツアーを実施しました。好評でしたので、11月からはホームページにモデルコースとして、鎌原鬼押し園を含めたコースを設定しまして、すぐ

に5組ほどの予約も受けました。

来年度は、このようなコースが好評だったものですから、シーズン中に鎌原エリアと鬼押し園を含めたモデルコースで、企画ツアーを毎週日曜日行っていくような予定で、今現在調整しております。

それと、今後も三原地区ですとか中居屋重兵衛さん、また草軽電鉄を含めた電車を利用したようなモデルコースを考えて、提案していけたらと考えております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 自然環境や歴史文化を対象としたエコツーリズム、車と公共交通のよい点を上手に組み合わせることで、多くの人がスムーズに移動できる、このことをパーク・アンド・ライドというそうなのですが、万座鹿沢口の駐車場の活用を促進し、吾妻線の活性化を狙う、こういった政策はどうですかね。吾妻線の駅を利用する、活性化のためのパーク・アンド・ライド計画というの。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの質問ですけれども、パーク・ライドでしょうかね。駐車と、それから乗るとい言葉のパーク・ライドということだと思んですが、万座鹿沢口駅には駐車場がございますので、電車に来ていただいて、そこから乗り出すとか、あるいは、そこに車を止めて電車を利用してもらうということだと思んですが、今現在もなかなか成果を出せないんですが、吾妻線の利用ということで進めているところなんですが、なるべくできることからということで、先日も大前駅にイルミネーション等設置したんですけれども、少しでもJRの方々に村の思いというものを伝えて、なるべく特急がこちらに来るようにとか、いろんなことで取組をしていきたいと、そんなふう考えておりますけれども、よろしく願いいたします。

○6番（土屋幸雄君） いろんな活用、吾妻線もやっぱり今疲弊しておりますので、ぜひともいろんなことを提案してもらって、村からも吾妻線が活性化できるように、駅もそれで、にぎやかを取り戻せるような政策を取り戻していただきたいと思います。

次に、万座温泉なんですけれども、先ほど課長が述べました、日本で最も標高が高い温泉地ということで課長が申しましたが、そこをまた、極楽のリゾート万座を観光地化して、長く泊まれることが楽しくなるエリアにしていきたいと思います。

それで、①としまして、一度だけで終わってしまう空吹や、各施設から見る露天風呂から臨む景色をライトアップなどをして、テレワーカーへの宿泊支援をするなどして、連泊や湯巡りなどの回遊を促進していくことで、ロングステイやリピートの客のさらなる増大を図っていくということでございますけれども、こういう提案はどうですかね。空吹をライトアップしたりするということなんですけれども。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） ただいまの質問でございますが、空吹のライトアップという件に関しまして、やはりこちらの関係、環境省絡みということもあり、その辺のところ、ライトアップが可能かどうかということが一つありますけれども、万座温泉観光協会ともこういう検討して行って、可能であるかどうかという部分、また、観光協会ですらに何かできないかということで、それは検討していきたいと思えます。

また、テレワーカー等に関しましては、やはりロングステイという部分に関しましては、先ほどもお話をさせていただいたとおり、万座プリンス、プリンスホテル系では社内で、やはりワーケーションということで、いろいろ会議が持たれているみたいでございますので、これを万座温泉全体でワーケーションに取り組んでいただくということで進めていければと、そんなふうに思います。

○議長（松本 幸君） 補足。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 万座の空吹、大自然のあれは恵みの一つで、あそこにライトアップは多分、国立公園法で不可能であろうと思われま。

あの自然のままがいいというふうに、後ろにいらっしゃる大野議員がいつも言っているんですが、あそこは加工しないで、自然公園というようなことで、自然のまま、環境省もそれを望んでいるのかなと思っています。

ただ、一つだけ、砂防関係と治山関係がありまして、白根山の火山会議の中で、あそこの治山どうあるべきかと。自然をいじるということは非常に抵抗がありますけれども、安心・安全の面から、最低限の火山防災・減災、あるいは治山事業、これは検討する必要がありますが、あそこをいじるということについては、自然公園法、これ、多分難しいと思われま。それがクリアできるのであれば、また、後ろにいらっしゃる大野さんが、あそこをいじるな

と、こう申して、草津温泉みたいに、あんな派手な湯畑みたいにするなという強い意見もありますので、なかなかその辺、クリアする課題があるのかなという気がしております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 万座温泉は、群馬県でも四大温泉地とか五大温泉地と言われております。だけれども、何かを仕掛けていかなければ、自然もいいけれども、温泉客はやっぱりそういうところにゆとりを求めて、ああ、この露天風呂入って、ここはすばらしいとか、そういう魅力ある何かをつくっていかなければ、お客さんは増えていかないと思うんですよ。

やっぱり草津は湯畑を整備して金をかけている、伊香保温泉も階段をメインとしている。そういう何か目玉を、スポットとなるものを何か一つつくっていかなければ、観光というか、固定客になって増えていかないと思うんだけど、その辺の考えはどうですかね。

国立公園もいいけれども、許可を得て、できることはやっぱりしていかなきゃ、人を寄せるためにしていかなきゃならないと思うんだけど。

○議長（松本 幸君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 草津温泉の湯畑は以前から、鎌倉時代から人が住んでいる、また、伊香保温泉の階段についても、これは万葉集にも歌が詠まれるぐらい昔から人が住んで、その温泉を活用してきたと。

しかしながら、万座温泉は、やっぱり本当に自然があって、国立公園内のど真ん中にあると。ただし、泉質は草津温泉よりいいという人が、本当に通の温泉に入っている方が、最後は万座がいいねという方が結構いらっしゃるということは、以前もお話しさせてもらったことがあると思いますが、自然をいかに生かして、また、環境省の自然情報館も2億3,000万円で整備していただき、あそこにまたすばらしい、それなりの拠点ができてきておりますので、環境・自然をキーワードに、またすばらしい温泉、これをキーワードに、また今、星の観察、ジオガイドが言っていますけれども、7,000人ぐらいの方が星を見に泊まって、ガイドの方がガイドしておるといふ実態もあります。

そのよい点をしっかり確認しながら、エンバイロメント、自然、環境、こういうものを勘案しながら、土屋議員のおっしゃるとおり、何か新しいものを展開できるように考えていけたらと思っています。

担当課長が何か案があるようであれば答えさせます。課長、いかがでしょう。

ンフレットには掲載していきたいと考えております。

また、このような調査結果を、観光協会ですとか、ほかの温泉の地区の方々に情報を入れて、皆さんと連携して取り組んでいければいいと考えております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） はしご湯ということで、非常にいいご提案をいただいたなと思います。

現在、万座温泉に関しましては、温泉手形というものを作成して販売をしております。似たように、この全体のエリア、温泉を持っているエリア、そこで、こういった温泉手形的なものがつくれたらいいなというような、そんな考えがございます。

この手形に関しましては、今後、孺恋村観光協会、またパートナーズ会、そういったところを通じて、そういったことができないか、検討をぜひ強くお願いをしまいたいと思います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） これに関連しまして、万座鹿沢口か、地域交流センターか、観光案内所の辺のところに温泉の足湯というのを造ってもらって、ここへ入ったらここへ行って泊まってくださいとか、そういう提案をしていくのはどうかと思うんですけども、その辺の考えはどうですかね。毎日、1週間だとか2週間に温泉の泉質を変えて、運んでもらって、熱を加えなければ駄目だと思うんですけども、そういったことを、どこかのにぎやかな人の集まる場所に、そういう足湯とかいうのを設けるのはどう考えていますか。

村長、どう考えている、村長が最後のまとめで。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 温泉の効能につきましては、私もあの会場にいましたので、いろんな温泉がある、非常にいいことだなと思っています。

今、最後の足湯の話ですけども、簡単にこの場で、すぐオーケーだというお話はできません。費用対効果もありますし、どこに造るのか、どのくらいの規模のものを造るのか、温泉運ぶにしてもお金がかかるということなので、組織体制、誰がやるのか、事業主体は誰か、その辺ももう少し、まるっきり今、この場で答えられる状況にはございませんけれども、考

え方として、あるいは提案というのは聞かせていただきましたので、検討してみたいと思います。

費用対効果、事業主体、誰がやるか、村がどういう関わりを持つのか、指定管理で最初から目標でやるのか、その辺も含めて、一応検討は1回は加えてみます。よろしく願います。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 最後になりますけれども、足湯というのは、やっぱり人が寄るところに造るのが一番いいんじゃないかと私は思うんですけれども、交流センターも今、結構人が来ていますし、観光案内所も来ていると思うんですけども、そのどちらかにぜひとも、これから、金もかかりますことだから、いろいろ検討していただきまして、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、今提案をいたしましたけれども、各観光地にいろんなことを提案しましたけれども、観光スポットづくりというのが一番重要だと思います。ここに行けばこれがあって、バラギはここが目玉だからここへ行ってみたいとか、そういう核をぜひともつくっていただくことを提案しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（松本 幸君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

ずっとやっていると、また長くなりますから、要点をまとめて短くしたいと思います。

今日この質問に立っているのは、非常に、実は1点の、コロナだけにある程度絞っているんですね。いろんな問題あるんですけども、今一番、日本でもどこでも一番悩んでいるのは、やっぱりコロナです。この対策、いかに終息さすかということでやっていますので、ここに絞らせていただきます。

ずっと、これでコロナも、大体12月で1年近くが過ぎ去りまして、一般的には中国から感

染が始まり、ヨーロッパ、アメリカに広がり、東南アジア、アフリカ、今や全世界にコロナで、世界中がコロナで苦しんでいます。

それで、このコロナの状況について、ちょっとずつと、もう一回ちょっと話していくと、大体1年間やってみると、非常に分かってきたことが幾つか出てきたんですね。それで、それは何かというと、比較的、1年たってみると、中国から始まって、今度はヨーロッパで物すごい拡散して、それからアジアに行って、アメリカ行って、それで日本へ来て、それで、とにかく意外とアジアが少ないんですよ。死者とか感染者が非常に少なくなっております。

それで、1年たって、大体分かったことは何かというと、感染にとにかく成功している国、比較的的成功している国はどこだろう。それで、この成功しているところは、意外と経済的立ち直りも早いんですね。

一番は何と言っても、やっぱり中国でしょう。武漢、ちょうど1年前から始まって、今はすっかり脱却して、この間も、日本でいえばお盆ですか、国慶節、五、六億人移動しましたけれども、全然感染者が出ていない。話半分というか、うそもあるでしょうかも分かりませんが、でも一応成功しているところですね。

それで、2番目によく注目されているのは、やっぱり台湾、台湾は非常に、人口3,000万人前後ぐらいでしょうけれども、ほとんど、亡くなっている人も何十人とか少ないし、感染している人もいない、100日ぐらい出ていない。それで、中国と違って、全然強制力をあまりしないでもやっています。もちろん経済も非常にいいですよ。ですから非常に、あとは、アジアの中で比較的いいのはベトナムとかですね。

割と韓国、韓国は5,000万人ぐらいですけども、日本の半分ですけども、感染者も人口当たりになると、日本の多分半分以下、3分の1か4分の1ぐらいで済んでいるし、経済も割と立ち直りが早いです。

それで、ここで今度、じゃ日本のほうに今度移してみると、大体今、日本全体でですか、今も増えていますがけれども、一番身近なところでは東京ですか、東京が600人超えてきたり。

それで、今日本で一番問題になっているのは、大阪も今、医療とかそういうことがおかしくなってきたり、それが飛び火して、今度は北海道もそうですよね。それで今、今度は北海道だけじゃなくて、私たちの住んでいる群馬、今日、朝、村長からも連絡ありましたけれども、高山村で感染したとか、それで、医者の方から、村のほうとか要望があったと、そういうふうな話も聞きました。

それで、山本一太知事のブログを見ていると、大体、群馬もどんどん広がってきて、特に

あっちの東のほうですね、太田や伊勢崎とか、あの辺で5町村で、各市長さんと話して、その対策に入ってきています。

それで、いずれにしろ、この中で一番ポイントになるのは何かというと、とにかく感染者を防ぐ、これが一番やっぱり重要です。

それで、感染者を防ぐということでは、じゃどういうふうにしていったらいいのかということで、これ、いろいろ考えていかなきゃいけないわけですけども、私も、ちょうど火事がずっと全国から来て、だんだん群馬に寄ってきて、今度は高山、そのうち嬭恋もなるかも分からない。

そこで、村長に質問なんですけれども、そのまま群馬県で感染が進むと、入院するベッドが満室で、治療を受けられない可能性も出てくるかもしれません。どのような対処が必要だと思いますか。どのような準備をしていますかというふうに書いて質問してありますけれども、何かもし、その中で気づくところがあったら、答えていただきたいと。

私たち高齢者、私も村長もみんな65以上で、行っても多分、私の想像ですけども、ベッドもどこも満室になって、ほとんど受けられない状況がすぐ発生するんじゃないかと思うんですけども、その辺どうなるのかと思って心配して、1番は書きました。

それで、2番目が一番、私、重視しているんですけども、この鍵が何かというと、結局、無症状の感染者をいかに選び出すか。それで、それを隔離するかということが、やっぱりポイントになっていると思うんですね。

ですから、無症状の人たち、だんだん分かってきたことは、今言った、どうやって無症状の人をうまく捜せて、うまく隔離、治療、そっちへ持っていくのかということが、今一番、日本でも話題になっているわけです。

それで、いろいろ考えをめぐらすんですけども、迷ったときに一番やっぱり大事なことは、村長も言っていましたけれども、医療崩壊をやっぱり起こさないことでしょうね。

それで、今のままずっと進むと、私が心配しているのは、相当人が、何人か死ななくなるまで、ずっと続いていっちゃうんじゃないかと思うんですね。G o T oを続けたり、いろいろしていくことにして、どんどん広がって、ますます厳しくなる。ですから、これを何とか阻止しなければいけないのは、私、無症状の感染者を捜すには、いずれにしろPCRで捜すしかないと思うんですね。世界中をずっと見渡しても、ほとんど全部そうですね、やっぱり。

いかに早めに積極的に手を打ってやるか。つまり、感染してからどうやるというんじゃないんですね。もうこれ被害ですよ、コロナというのは、非常災害ですから、とにかく早く手

を打っていかなくちゃいけない。それで、それをやるには、PCR検査で捜していかなければいけない。

先ほど、伊藤さんのところでも質問が出ていたんですけれども、やっぱりこういうことをしていかないと、早くに。

それで、なぜ私が重要かというところの、PCRで早く捜せるといい点は、隔離できる、早く。それで、PCRで仮に陽性が出たら、私なんか、宝くじに当たったぐらい運がいいなと思っているんです、変な話ですけれどもね。どうしてかという、無症状のうちに捜せると、本人も非常に早く治る、回復が早いんですね。ところが熱が出て、それで、いろいろたらい回しになっちゃったりして、それからやると、ベッドをずっと1か月、2か月使うようになったり、あるいは後遺症が残ったり、そういうことも起きてきますので、胃がんの手術と同じで、早期発見・早期治療であれば、非常に運よく早めに対処できますから、すばらしいと思います。

それで、この中で、先ほども出ていたんですけれども、今、PCRの検査も非常に、高くでいいのから、だんだん進んできて、唾液でやったり、そういうことで、大体誤差率というのはほとんど変わらないですね。いろんな学者も言っていますけれども、鼻でやるのと唾液でやるの、ほとんど変わらない。

それで、先ほど価格のというのがあったんですけれども、これは一例ですけれども、私の会社でも全部やってみたんですよ。大体2,000円前後でした。ですから、80名ぐらいやってみてもほとんど出ない。それで、もし出たらどうしようかということで、いろんな議論出ましたよ。いや、そんな、仮に陽性の人が出ちゃったら、ホテル閉じなかつたり、大変なことになるからやめたほうがいいんじゃないかとか、もしコロナと分かったら、何かばい菌扱いされるから困るとかといって、それで最後は行かないと、やめたほうがいいんじゃないか、そんなようないろんな議論も出ましたけれども、だけれども、そこはやっぱり思い切って先手に出ないと悪循環に陥りますから、やっぱりそれはちゃんと決断して、えいやで決断してやる。

ですから、PCRの検査を現地の中で、人混みのところですね。具体的に言うならば、PCRの検査、私は孺恋村でいえば、のどかとか、人混みがある、高齢者リスクの高いところ、そういうところはなるだけ早くやったほうがいい。あとは人が集まる場所、万座温泉とかの役場もそうですけれども、そういうようなところはなるだけ、これは早くやったほうがいいんじゃないかと。

村長はPCR検査に関して、どう思っているのか、哲学。ちょっと聞くと、何かちょっと無駄なPCRは、かえって医療の足手まといになって複雑にするだけで、あまり効果がないというふうに思うのか、それとも、やっぱりそこはある程度、そういうリスクもありながらも、早期発見、早期でやったほうがいいのか、その辺をちょっと、そういう哲学を聞きたいので、そういうふうに2で書いておきました。

3番目、そして、病院のベッドが確保できても、今なかなか、テレビでもやっているけれども、看護婦さん、その他がいなくて、なかなかどうしようもないと。こんなのが押し寄せてきた場合に何か、どうするのか考えがある、以上3点について、まず村長の考えを聞きたいということで、15分たっていますから、村長、答えて。

○議長（松本 幸君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目、入院するベッドが満床で治療が受けられなくなるのではないかとのご質問でございますが、現在、新型コロナウイルスに感染した場合、入院する病院や軽症者の場合の宿泊施設の滞在など、保健所の指示により決まります。保健所の指示です。

吾妻郡内の感染症病床は4床あります。これは吾妻日赤でございます。地元優先だとは思いますが、県の病院間調整センターにより振り分けられることになっているようです。

群馬県の発表によりますと、12月9日現在の病床稼働率は43.6%だということです。群馬県では、軽症者や無症状滞在用のホテルについても、受入れの協力をお願いしていると聞いております。無症状滞在というのは、陽性の無症状滞在の方用のホテル、滞在场所ということです。

次に、高齢者施設に感染が発生すると大変なことになるとのご指摘ですが、群馬県では5月末から、全県の高齢者施設、障害者施設から入居者及び職員のうち、発熱、呼吸器症状、倦怠感のいずれかがある人数を、毎日インターネットを使って報告するシステムを運用しております。これにより、高齢者や障害者施設でのクラスター発生を未然に防ぐことにつながるようになることとでございます。

また、万が一、高齢者施設等でクラスターが発生したと認められるときには、施設に出向いてのPCR検査の実施、クラスター対策チームを設置し、施設の感染拡大を防止するためチームを派遣し、施設の支援に当たる体制の整備も行っております。

大野議員ご指摘のPCR検査の実施につきましては、唾液による検査の安価でできる報道もありますが、この検査は任意検査であって、確定診断ができるわけではないようです。また、検査結果が陽性であっても、保健所に連絡がいかないため、個人の判断で感染拡大防止の妨げになる場合もあるということでございます。このようなことから、今後検討が必要だと考えております。

次に、病院のベッドが確保されても、看護師さんが足らずに治療ができないことがマスコミで伝えられていることに対して、どのように考えているかということでございますが、感染者の入院調整につきましては群馬県が行っております。病床確保も同様かと思っております。看護師が不足する自治体では自衛隊の派遣も行われているようです。

今後、群馬県においても、このような事態が発生しないよう、感染防止の徹底を住民の皆様をお願いをするところでございます。

最終的には、PCR検査と併せて、安全で有効性のあるワクチンが一日も早く開発され、承認され、抗体をつくるようなワクチン、これが一番重要なことかなと思っております。現在の体制と併せて、ワクチンの動向を注視してまいりたい、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

大野克美君。

○12番（大野克美君） 村長に質問なんですけれども、先ほど私の質問の中で、村長自身はこのPCR、安いのと、今までは高かったですね。今、PCR検査を受けているのは、村長も自分でも行ったと、私も自分でいつも行っているんですけれども、今、一般の人に対して、さっき言った早期発見したりする面では、非常に安かろうが、高かったとしても、非常に分かりやすいわけですよ。

ですから、村長自身は、PCRをいろんな現場でやっていくことに、積極的に打っていかうと思うのか、それとも、いや、かえって重荷になって駄目になる、どちらに今、村長は割と近いですか。PCR検査に。積極的に打って、どんどん広げていったほうがいい、いや、そうじゃない、比較的どっちに思っていますか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 比較的どっちじゃなくて、現在、37.5度以上熱がある場合には、大野議員でも私でも、例えばですが、診療所に行って診察を受けて、あなたは陽性の可能性が

あるかもしれないので、1回PCR検査を受けましょうということであれば、現在は西吾妻福祉病院で受けることができます。これは保険適用になりますので、経費は無料となります。

こういうシステムを確立しておりますので、ぜひともそうしていただきたいと思っています。私がPCRをどうするということじゃなくて、今、熱があれば、そういうふうに村民は誰でもができますので、お願いしたいと。

そのほかに、任意で受けるものにつきまして、任意で、熱がなくても積極的に受ける方法については、昨日おととい、新橋の駅前でソフトバンクが2,000円で始めたら行列ができた。それから、昨日は東京駅前で1,980円でやったら、これもなかなかの受ける方がいたと。

自ら受けたいという方につきましては、今、嬭恋村では、3万5,000円出して西吾妻福祉病院に申込みをすれば、順番を待って、空きがあれば受けることができます。これは保険適用はございません。熱もないということで、また、お医者さんの紹介もないということでございますから、自ら受けようと思えば受けることは可能でございます。

村長はそういうものを推奨する必要があるのかという話でございますが、今現状では、それを推奨する意思はございませんが、個人でどうしても私は受けたほうが良いということであれば、熱がなくても受けることは可能な状況になっております。

また、抗体検査も受けることができます。また、抗原検査も受けると、こういうことが可能であるというふうに西吾妻では言っておりますので、そういう受ける体制はできておりますので、ぜひとも受けたい人は、個人の負担で受けることは可能ですので、ご理解いただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） 熱が出たりしたら、村というか、公費でやるわけですけども、自分たちで自主的に、仮に家でも、あるいは、のどかでもどこかでも、仮にそういうところで、自分でまずお金を出してやったと。そういうところに対しては補助をしてもいいという、そういう考えは村長はあるんですか、それをちょっと聞きたい。予算もあると思うけれども。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在では、そういうことは想定しておりません。

ただし、先ほど伊藤議員のときにお答えさせてもらいましたが、厚生労働省から、高齢者施設、障害者施設については、受けられたら受けましょうという指示もありましたが、現実的にはそれほど受けなかったという現実もございますので、そういう状況を踏まえて考えて

いく必要があるであろうと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） 今、村長の話の聞いていると、そんなに積極的に思えないんですね、私自身が村長の今の言葉を聞いたら。でも、これは災害みたいなもので、火事がどんどん広がって、何か足元からどんどん火が出てくるように私は感じているんですよ。

ですから、そういうふうに待っているんじゃなくて、せつかく政府なり、お金が仮に来ていたんだったら、それはできるだけ援助をして、クラスターみたいに1回、例えばうちのホテル、あるいはのどか、役場もそうですけれども、一旦発生しちゃってしまうともう追いつかないんですね、その時点からは。

ですから、それもとにかく、えいやで早めにやる、このほうが私は絶対いいと思っているんですけれども、そこは村長とちょっと意識の差が、危機感がちょっと違うような感じがする。

また後から、議員のほうからも多分、提案の中で出てくるとは思いますけれども、これ非常にやっぱり重要な問題なので、私はぜひやっていただきたい。今後クラスターが発生するような場所には、あらかじめ先手を打って、多少のお金がかかってもやっておいたほうがいいというので、これはまた1月10日前後かな、議員さんのほうからも出てくるかと思えますけれども、その辺よく考えて、村長のほうもぜひそうなってほしいと、私はそう思っていますので、それを期待しています。

以上です。

○議長（松本 幸君） 以上でいいですか。

以上で、大野克美君の一般質問を終わります。

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（松本 幸君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

〔4番 上坂建司君登壇〕

○4番（上坂建司君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をします。

3点ばかり重要なことについて、私は質問いたします。

1点、税の支出は妥当と言えるのか。

再度、バラギスキー場への拠出金について問う。

村民全員が周知のとおり、四十数年前に孀恋スキー場として建設され、経営困難のために有償でパルコールに貸与された物件で、前村長より廃止の方向に対処されてきたものである。

現村長は、再度施設の一部を修繕し、さらに年間約2,000万円を支払い、また昨年度、6年間の契約を延長している。一方、他の個人建設経営しているスキー場に村有地の貸与代金を徴収している。

最近、スキー場の経営も困難である。しかし、このスキー場の存続により、付近のホテルや旅館の冬期宿泊の施設が恩恵され、村の税収に貢献している。バラギスキー場と比較すれば、当然このスキー場の村有地貸与料は免除されるべきではないか。

その他に、村から何らかの助成金も考えねばなるまい。

村の税金の使途は公平・公正と言えるのか。村長の姿勢をたじたい。

2点目、村の直売所は。

再三苦言を呈したくないが、現状の経営全般に難点がある。一体どこをどう改善するのか、何をどうすればよいのか、再度知恵を働かせ、施設の利便性や生産物の集荷、販売方法等、村おこしとしての機能を果たせるのか。

反省や今後の経営方針や、どのような計画を考えているのか、有能な答弁を求む。

担当課長。

3点目、万座鹿沢口駅の発展を。

先般、一般質問した答弁は勘違いしていないか。

私は万座鹿沢口駅の利便性を問いただしたのであり、駅からのバラギ高原、万座温泉、田代方面への連絡バス等を将来どうするのか。この駅の有効な利用を図り、再度JRの特急の乗り入れを実現させる方法論を模索してほしいとの質問であり、高速バスで上田・軽井沢に客を運ぶのは別の話と思います。

一を知って百を知るということわざもあり、観光商工課の前にさらしている自転車の購入目的、購入費、利用率、使用回数、収益、村の発展にどのような効果をもたらしたのか説明を求めたい。

終わりに、村長の今後の政治姿勢。

今は大変な時期で、災害復旧やコロナ対策に追われている。しかし、これに慌てふためてはいけない。この問題もおろそかにはできないが、親愛なる村長の意気を大いに発揮して、

今後の明るい希望の抱ける村づくりの抱負を語ってほしいと思うが、いかがなものか。これは村長宛て。

いかがですか。よろしく申し上げます、答弁のほどを。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

4点ございますが、第1点目と4点目の村の現状から明日への夢ある村づくり、この点につきまして、私のほうから答弁させていただき、通告にありますとおり、2の直売所につきましては担当課長、3の万座鹿沢口駅の発展を、これも担当課長からお答えをさせていただきます。

それでは、最初に、まず第1点目でございますが、バラギスキー場への拠出金について問うということでございますが、これにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

バラギ高原スキー場の業務委託契約につきましては、平成29年12月16日から平成32年、現在の令和2年12月15日までの3年間、本年合意以降の3年間において、パルコールがスキー場の運営を行うことを条件として、業務委託に関して合意、契約となっております。

ご質問の孺恋村の土地を借用しスキー場経営をしている事業者は、現在2社あるかと思えます。高峰高原の村有地と鹿沢スキーエリアのスキー場付近の村有地の一部を貸し出しております。高峰高原の村有地につきましては、ご存じのように、現在では、ホテル並びに浅間高原自然学校の建物及びスキー場と、3つの大きな柱がございまして、365日お貸しをしておるといってございます。

また、鹿沢スノーエリアのスキー場につきましては、スキー場の土地は私どもの土地ではございませんので、貸し借りはございませんが、下の湯尻川周辺につきますキャンプ場周辺の土地をお貸ししておるといのが実態でございます。

この各スキー場事業者からは、お金を頂いて貸し出しておるわけでございますけれども、特に両経営者のほうからは減額についてのお話はなく、現在に至っておるのが現状でございます。コロナ禍の中でのスキー場経営はこれからだと思われまますので、今後については、事業者から借地代の減額要望があれば、事業実績を考慮し、対応していきたいと考えております。

また、婦恋スキー場は、村が運営してきた施設を業務委託しているものでございますが、村有地を借用し自主運営をしている事業者とは所有形態が違いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

村の税金の使途につきましては、今後においても公平・公正に使用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ご質問の4点目でございますが、村の現状から明日への夢をというご質問でございました。

現在、婦恋村は、上坂議員ご指摘のとおり、2つの大きな未曾有の対策本部を立ち上げております。一つは、言うまでもございません、婦恋村令和元年度台風復旧・復興対策本部でございます。もう一点は、今年に入ってから立ち上げました新型コロナウイルス感染症対策本部でございます。これは、今まで経験したことのない未曾有な対策本部だと思っております。

過日の日曜日から、天気がよかったので、主な村内の被害現場を全部回って、主なところですね、まだとても回り切ってはおりませんが、全部で74か所回って、写真を撮ったりしてまいりました。現状を見ますと、きれいになったところもありますが、まだまだ工事の最中でございます。復旧・復興は、まだまだお金がかかる、時間もかかるということでございます。

また、業者の皆さんにも、本当に多大なご理解とご協力をいただいております、日夜奮闘していただいていることに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げたいと思っておりますのでございます。

また、未曾有のもう一つは、コロナ感染症対策本部でございます。

私たちのウィズコロナ、アフターコロナ、全く社会が変わっておる。GIGAスクールをやりましょう、オンライン診療をやりましょう、デジタル庁で縦割り行政を国も変えましょう。私も既にテレビ会議、オンライン会議等は、十数回になりますか、行ってまいりました。これからはそういう時代が、ある意味、接するなということでございますので、3密を避けるということでございますので、当たり前な世界的な大きな潮流の流れがあります。それに応じて、大企業も、あるいは国家も、それに政策転換をダイナミックに転換しておるのが実態だと思っております。

そういう中ですが、何としても上信自動車道の青写真を早くつくる、鳥居峠を8キロ長野県、3キロ群馬県、調査費もついたということであります。田代までの鎌原からの整備区間の格上げ、でき得れば来年、再来年度末には整備区間の格上げをお願いしたい。地域の区長

さんはじめ議員の皆さん、当然でございますが、力を合わせて、ぜひともお願いしたい。それに応じて、ハード面における青写真をしっかり提示するべきときだと思っております。

過日、全員協議会のほうに、建物に関する一覧表の公共施設再編計画を具体的な提示をさせていただきます。Dで、すぐ改修すべきであるという施設があったと思います。

それから、これは壊したほうが良いという建物が約20あるわけです。使っていない建物につきましては解体をしまいいります。そして、緊急でやるべきもの、造るべきものは、村民の安心・安全のためにも、やはり考えていくのが当然だと思われまます。

また、もう一点だけ、福祉センターにつきましては、今後の高齢者、あるいは子供たちのために、しっかりとした体制で建設もするというところで、議会にも今までもお話ししてきたところであります。これもハード面の一つとして、しっかり取り上げてまいりたい、グランドデザインをしっかりとつくりたいと思っております。

村創生の特別委員会もありますので、いずれそういうところにも提示をさせていただきますながら、まず我々当局がしっかりと原案をつくり、そして議会に提示できるように庁内で検討を進めてまいり、また、3月議会にはそれを提示していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、公共施設の再編、それから今回、今まで、今日もお話が出ましたが、総務省のスマートシティ、環境省の観光担当がやっております軽井沢から嬭恋を通過して草津温泉までの冬バージョンの旅行プラン、これは観光庁のお金でやります。しっかりとプランニングをして、こういうソフト対応も考えていくべきであると思っております。

そして、未来に向かっての、やはりマンパワーだと思っております。

現在、本年度は115億円、特別会計に入れた予算を128名で執行しておりますが、先ほど冒頭に申しましたように、対策本部が2つあることによって、大変な作業量が職員の中に増えているのも現実でございます。そういう中で、機構改革をし、マンパワーを育てて、そして人を育てて、未来のグランドデザインをしっかりと提示し、最大多数の最大幸福を目指してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 続きまして、大きな2番、村の直売所に関するご質問にお答えいたします。

上坂議員よりご質問いただいております嬭恋村農産物等直売所あさまのいぶきは、議会の

ご承認をいただきまして、本年8月より営業を開始し、今に至っておるところでございます。

初めに、オープン以来、11月末日までの運営状況でございますが、村創生対策特別委員会でもご報告させていただきましたとおり、売上額で1,200万円弱、手数料収入は180万円弱、経常利益に至ってはマイナス90万円というようなことで推移をしております。実質的には赤字状態が続いておるといってございまして、赤字幅をこの数字で抑えられているのは、指定管理者の経営手腕によるものでありまして、直売所にかける熱意と努力の結果であろうと考えるところでございます。

これからの時期は、出荷される野菜類の減少は確実でありまして、来季の出荷が始まるまでは大変厳しい状況が続くことが予想されますが、村として安定経営に向けての支援を行うことは言うまでもなく、指定管理者の創意工夫と意気込みに期待するとともに、支援体制の一層の強化に努めてまいり所存でございます。

また、現在、当直売所へ出荷されております生産者の数も63名まで増えたところでございますので、さらなる生産者の獲得に向け、一層の周知に努めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

一方、このような状況にあっても、延べの購入者数が3万5,000余名を数えたことは紛れもない事実でございます。交流人口の増加に対し、若干ではございますが、貢献しているものと推察されるところでございます。

さらに、村創生対策特別委員会におきまして、冬期間の運営が心配である、売るものはあるのか、意見は反映されるのか、入口の看板が分かりにくいと、柵が不人気であると、様々な大変貴重なご意見をいただいておりますので、これらのご意見を含めまして、婦恋村農産物等直売所運営協議会において協議するべく、早い機会に協議会のほうを招集させていただきまして、委員皆様方のご意見を賜りながら、次年度の運営につなげていければと存じております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） 続きまして、3点目の万座鹿沢口駅の有効利用を図り、再度JR吾妻線の特急列車が来るように模索してほしいとのご質問にお答えさせていただきます。

上坂議員の言われるとおり、万座鹿沢口駅は各方面へ向かうための拠点であると考えております。交通網を整備し、住民の移動や、観光客が簡単に移動できる方法を検討しておりますが、なかなか要望に応えられていないという状況であります。

今年はコロナの影響で実施しておりませんが、観光協会が予約を受けて、各観光地へシャトルバスを運行するという事業は実施をしております。また、JR吾妻線の特急列車が万座鹿沢口駅まで来るようにならないかとのご質問でございますが、利用客の減少や費用対効果から、民間企業の判断として、長野原草津口までに短縮されたと思っております。

JR側には毎年要望しているところですが、村としても利用者を増やす取組を進め、村としての熱意を伝えていくことも重要と考えております。職員の出張時には電車を利用するようにしておりますが、住民の皆様をはじめ、観光客が利用してもらえる方法を今後も検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、レンタサイクルの効果につきましては、観光商工課長からお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 続きまして、上坂議員の質問にお答えさせていただきます。

観光商工課前の自転車の購入目的、購入費、利用率、使用回数、収益と村の発展にどのような効果をもたらしたかというご質問でございますが、婦恋村観光協会の事業として管理運営をまいっております。

初めに、購入目的でございますが、二次交通の一つとして設置をしたものでございます。

次に、購入費ですが、県の補助金も利用させていただいて、自転車4台と初期費用などを含め140万円、利用率は4か月間のトータルで10.8%、使用回数は4か月間で延べ53台、収益は4か月間で3万2,400円でした。

村の発展にどのような効果をもたらしたかということですが、特に電車で来られた方で、乗り継ぎ等の時間があり、観光案内所で過ごすくらいしかなかった状況から、レンタサイクルによって郷土資料館や観音堂に行かれた方や途中で食事をされた方など、そういった方がおります。消費促進にも微力ながらつながっていると感じております。

また、村内の方で、買物に利用される方もおります。このことから、多少なりとも効果は出てきていると考えております。

今後については、さらに利用者を増やす取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 以上で再質問なし、終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で、上坂建司君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（松本 幸君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご異議ありませんので、申出書のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） これにて、本会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和2年第8回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 佐 藤 鈴 江

署 名 議 員 土 屋 幸 雄